

秋田市教育委員会  
秋田城跡調査事務所



平成12年度秋田城跡調査報告

# 秋田城跡

# 平成12年度 秋田城跡調査概報

## 正 誤 表

ページ	行	誤	正
例言	上から9行目	三上善孝氏	三上喜孝氏
例言	上から10行目	名古屋大学人文学部	名古屋大学文学部
3	下から6行目	第 層明褐色粘土層	第3層明褐色粘土層
9	上から11行目	90cm~120cm × 短径	90cm~121cm × 短径
18	第20図内	19次 S K1634	S K1634
23	上から3行目	攪乱	搅乱
23	下から10行目	S B307	S I 307
28	下から2行目	内面を硯に転用してゐる	内面を硯に転用している
30	下から10行目	S I 1626、S I 1629	S I 1626、S I 1628
31	上から3行目	堀り方	掘り方
32	最下行	1977年	1978年
81	右から10行目	八七号木簡	八四号木簡
88	種別	城柵官衛	城柵官衙
88	主な遺構	堀立柱建物跡	掘立柱建物跡
88	主な遺構	土抗	土坑
88	特記事項	土取り穴群を検出した丸瓶、	土取り穴群を検出した。丸瓶、

平成12年度秋田城跡調査概報

# 秋 田 城 跡

秋 田 市 教 育 委 員 会  
秋 田 城 跡 調 査 事 務 所

## 序 文

平成12年度秋田城跡発掘調査は、焼山地区と昨年に引き続き政府東側の一画にあたる大畠地区の2箇所を対象に実施しました。

調査の結果、焼山地区で築地構築や補修のためと考えられる粘土探掘の土取り穴や、掘立柱建物跡・竪穴住居跡が発見され、この地域の利用状況とその変遷が明確になってきました。これは今後、秋田城跡の全容を解明する手掛かりの一つとなると思われます。

また、発掘調査と並行して実施しております環境整備事業は順調に進み、鶴ノ木地区西側がほぼ完成し、市民の憩いの場や学習の場として活用されております。

本書は以上のような今年度の調査成果を収録したもので、古代城柵官衙遺跡の研究上、資するところが大きいと考えますので、ご活用いただければ幸いと存じます。

最後に秋田城跡の発掘調査と保護管理、そして環境整備事業が順調に進んでおりますことは、文化庁・秋田県教育委員会をはじめとする関係機関や諸先生、そして地元住民の方々の多大なるご指導・ご協力の賜物と心から深く感謝申し上げます。

平成13年3月31日

秋田市教育委員会

教育長 石 黒 俊 郎

## 目 次

### 例言・凡例

I 調査の計画 .....	1
II 第73次調査	
1) 調査経過 .....	2
2) 検出遺構と出土遺物 .....	8
3) 基本層序及び各層出土遺物 .....	23
III 第76次調査	
1) 調査経過 .....	25
2) 検出遺構と出土遺物 .....	28
3) 基本層序及び各層出土遺物 .....	28
IVまとめ	
○第73次調査検出遺構の年代と配置について .....	30
1) 各遺構の年代について .....	30
2) 焼山地区掘立柱建物群の配置 .....	31
V 秋田城跡環境整備事業 .....	33
VI 秋田城跡第五四次出土八四号木簡（干支棒木簡）の再検討 (1)	
VII 秋田城跡第五四次調査出土漆紙文書について .....	

## 例　言

1. 本報告書の執筆、編集は西谷隆、進藤靖、松下秀博があたり、日野久が補佐した。
2. 遺物の実測、トレースは、松下、西谷、進藤のほか、補助員の渡辺由孝、栗山佳子があたり、発掘調査、遺物整理は佐々木彩子(國學院大學)、角田めぐみ(秋田大学)、田仲祐介(長岡造形大学)、神居正暢(龍谷大学)が協力した。
3. 遺構写真は西谷、進藤、遺物写真は進藤があたった。
4. 墨書き器の解説は国立歴史民俗博物館平川南氏にお願いした。
5. 漆紙文書の解説は平川南氏、第54次調査出土木簡の解説・執筆は山形県立米沢女子短期大学三上善孝氏、また、第54次調査出土の漆紙文書の解説・執筆は弘前大学人文学部鐘江宏之氏、名古屋大学人文学部古尾谷知浩氏にお願いした。
6. 発掘調査では上記のほかに、以下の方々、関係機関からの指導、助言を得た。記して感謝したい。  
新野直吉、岡田茂弘、渡邊定夫、細見啓三、牛川喜幸、今泉隆雄、白鳥良一、坂井秀弥、平澤毅、杜曉帆、長建全、織笠昭、織笠明子、神谷佳明、桜岡正信、木村高、横岡利彦、熊田亮介、渡部育子、文化庁記念物課、国立歴史民俗博物館、奈良国立文化財研究所、宮城県教育委員会、東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所、秋田県教育委員会、秋田県埋蔵文化財センター、秋田県立博物館、秋田大学(敬称略・順不同)

## 凡　　例

### 遺物

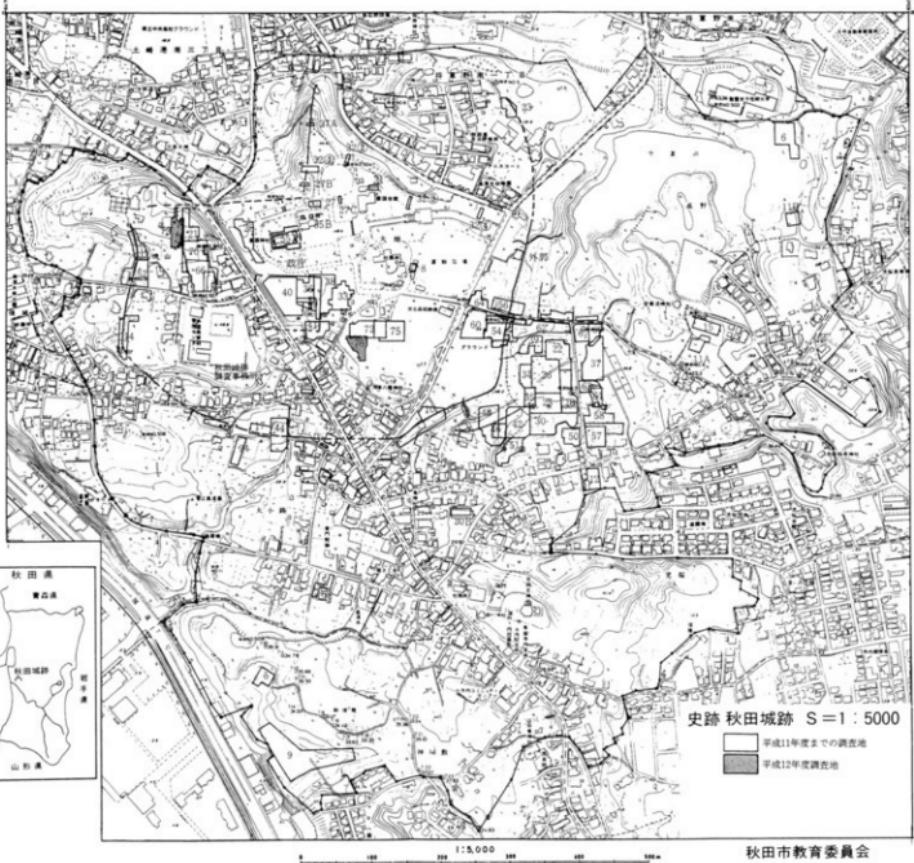
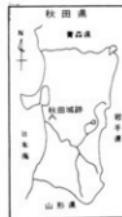
1. 土器断面を黒く塗りつぶしたのが須恵器、中世陶器である。
2. 土器の性格の相違は、下記スクリーントーンで表現した。



3. 土器の表面付着物の相違は、下記スクリーントーンで表現した。



4. 調整技術、切り離し等の表記は下記のとおりである。
  - 回転利用ケズリは、ケズリ調整と記載。ケズリ調整以外の調整はそのつど別記。
  - ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、ロクロ利用のカキ目調整と記載。
  - 切り離し、粘土紐、タタキ痕跡等、成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、軽い撫で調整と記載。
  - 底部回転ヘラ切りによる切り離しは、ヘラ切りと記載。底部回転糸切りによる切り離しは、糸切りと記載。底部回転以外の切り離しはそのつど別記。
- 実測図、写真図版の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて1/3である。



## I 調査の計画

平成12年度の秋田城跡発掘調査は、第73次、第76次調査を実施した。

発掘調査事業費は総事業費（本体額）1,600万円のうち国庫補助額800万円（50%）、県費補助額400万円（25%）、市400万円（25%）となっている。

調査計画は下記のように立案した。

表1 発掘調査計画

調査次数	調査地区	発掘調査面積m <sup>2</sup> （坪）	調査予定期間
第73次	焼山地区北部	1,000m <sup>2</sup> (303)	4月10日～7月31日
第76次	大畠地区中央部	1,200m <sup>2</sup> (363)	8月1日～10月31日
計		2,200m <sup>2</sup>	

平成12年度は秋田城跡第六次5ヶ年計画の4年度にあたり第五次5ヶ年計画調査予定地のうち焼山地区で未調査となっている部分と、第六次5ヶ年計画に従い昨年に引き続き大畠地区中央部を調査対象としている。

第73次調査は政府から外郭西門に至る間の区域で、焼山地区中央部の北側及び西側隣接地にあたる焼山地区北部の一画を調査対象とした。平成9年度までの調査で焼山地区中央部では、規則的配置に基づく掘立柱建物群を検出しており、その北側及び西側における建物群をはじめとする遺構の広がりや利用状況を把握することを目的とした。

調査の結果、掘立柱建物跡3棟、竪穴住居跡5軒、溝跡1条、土坑2基、土取り穴群等多数の遺構の存在を確認し、この地域の遺構の広がりや利用状況を把握することができた。

第76次調査は、政府から外郭東門に至る間の区域にあたり、政府城の南東側に隣接している大畠地区中央部の一画、一昨年度第72次調査地の南側を調査対象とした。第72次、第75次調査では、規則的配置に基づく掘立柱建物群、竪穴住居跡、鍛冶工房跡等を検出しており、この地域の南側における建物群の展開や利用状況を把握することを目的として実施した。

調査の結果、古代の遺構は南部で溝跡1条と小ピット数基を確認したのみで、北西部では近・現代の粘土採取跡、中央部では搅乱穴や小学校校舎基礎等が確認された。

11月14日に文化庁記念物課坂井秀弥文化財調査官の発掘調査指導を受けた。

平成12年度の発掘調査実施状況は下記表2のようになっている。

表2 発掘調査実施状況

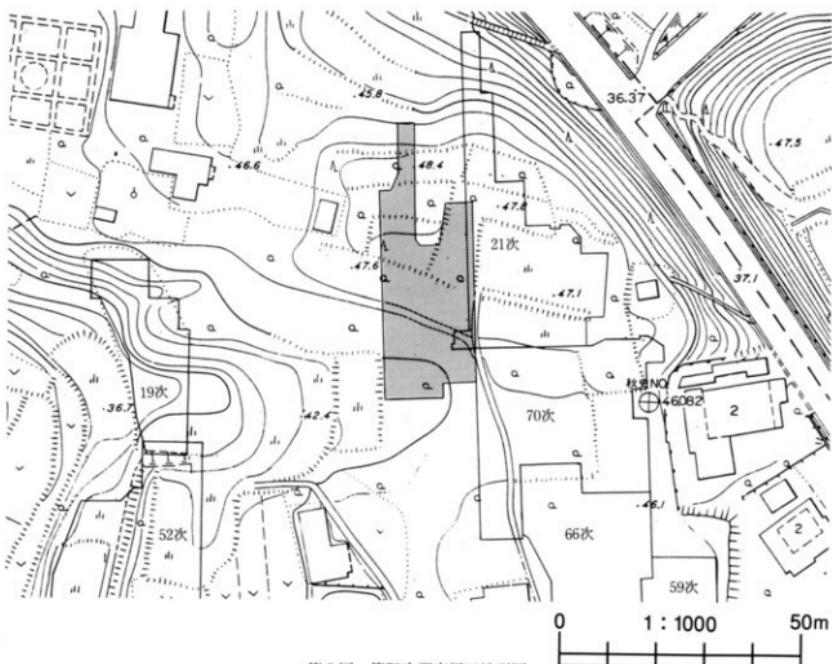
調査次数	調査地区	発掘調査面積m <sup>2</sup> （坪）	調査実施期間
第73次	焼山地区北部	880m <sup>2</sup> (266)	4月12日～8月29日
第76次	大畠地区中央部	745m <sup>2</sup> (226)	8月29日～11月29日
計		1,625m <sup>2</sup> (492)	

## II 第73次調査

### 1) 調査経過

第73次調査は、焼山地区北部を対象に平成12年4月12日から8月29日まで実施した。発掘調査面積は880m<sup>2</sup>（266坪）である。調査地は政府から外郭西門に至る間の区域にあたり、調査地東側隣接地および南東側では規則的配置に基づく掘立柱建物群や竪穴住居跡、土取り穴などを検出している。調査地は第21次調査地（昭和52年度）と第70次調査地（平成9年度）に東側で隣接しており、一部重複している。また、調査地北側は第3次国営調査地、南側は第4次国営調査地と隣接している。現地形は、調査地中央が西側に向けて低くなる谷状地形の上部にあたっており、北側、南側ともに中央に向けて低くなっている。現状は、竹藪（旧畑地）となっていた。

調査は、これまで焼山地区中央部から北部にかけて検出していた掘立柱建物群の追究、北側築地塀の確認をはじめとする周辺への遺構の広がりや利用状況の把握を目的に実施した。前年度、一昨年度には雑木の抜根作業や竹藪刈りを行っていたが、調査区域の設定を変更したため、その周辺の竹藪刈り、雑草、雑木の除去を行った（4月12日～4月13日）。作業終了後、調査区の設定をあらためて行つ



第2図 第73次調査周辺地形図

た（4月17日～4月18日）。

表土除去作業を調査区南側から開始した。調査区全域には表土が旧耕作土からなり、厚さは20cm～60cmと比較的厚く堆積していた。調査区北東部では第3層明褐色粘土層が確認された。調査区の大部分は土取り穴と考えられる土坑の埋土面となっていた。調査区西北部、南部では表土直下で地山飛砂層面となつており、東部では地山腐植土層面となつていた。表土除去作業が終了した調査区南側から土層観察用ベルトの写真撮影と実測を行い、終了したものからベルトを除去していった（4月19日～5月23日）。

表土除去作業終了後、調査区南側から遺構の精査を行つてはいた。それと併行して土取り穴にベルトを設定し、搅乱穴の埋土除去とともに掘り下げを行つた。調査区北部でS I 1626、S I 1627、S I 1628、S B 1625南桁行を検出し、北東部では明褐色粘土の遺物包含層の堆積を確認した。また、以前の調査で既に検出していたS B 023北西隅柱、S B 314西桁行、S B 316東桁行、S B 317柱掘り方、S I 307東側、S K 1525、S K 1527、S K 1528を確認した（5月23日～5月26日）。S B 1625とS I 1627のプラン把握と、北辺築地塀の確認のため調査区を北へ拡張し、S I 1629を検出した。しかし、築地塀は確認できなかつた（5月29日～5月31日）。各遺構の検出状況についての全景写真撮影を行つた（6月5日）。土取り穴群をS K 1631～1636、1640とし、掘り下げを行つた後、土層観察用ベルトの写真撮影、断面実測を行い、完了したものからベルトの除去を行つてはいた（6月6日～6月29日）。S K 1631の掘り下げ中に漆紙付着土器1点が出土した（6月19日）。

調査区全域に平面実測用の遣り方を設置し、調査区南側から平面実測を行つた。これと併行して調査区北側のS K 1641、S K 1642の掘り下げを行つた。S K 1642から曲物に付着していた漆と思われる1点が出土した。作業終了後、写真撮影、断面実測、北東部の全景写真撮影を行つた。その後北東部の遺構精査ならびに第1層明褐色粘土層を除去し、S D 1630、一部未検出だったS B 316西桁行を検出した。また、S B 316西桁行南西隅柱東側ピットから丸鞘が出土した（7月4日～7月27日）。S B 316、S B 1625、S I 1626、S I 1627、S I 1628、S I 1629の断ち割りおよび掘り下げを行い、その後写真撮影、断面実測を行つた（7月28日～8月9日）。調査区西壁の土層堆積状況についての写真撮影終了後、断面実測を行つた。また、土取り穴群の全景写真撮影を行つた（8月17日～8月21日）。S I 1627カマド、S I 1628カマドに設置したベルトの写真撮影、断面実測を行つた後、ベルト除去作業を行つ

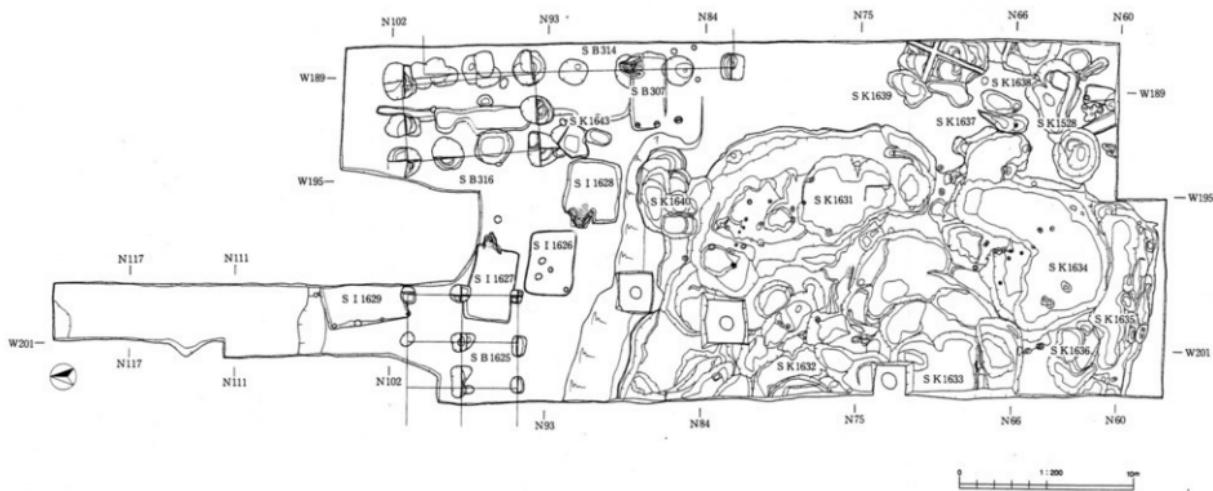
挿図1



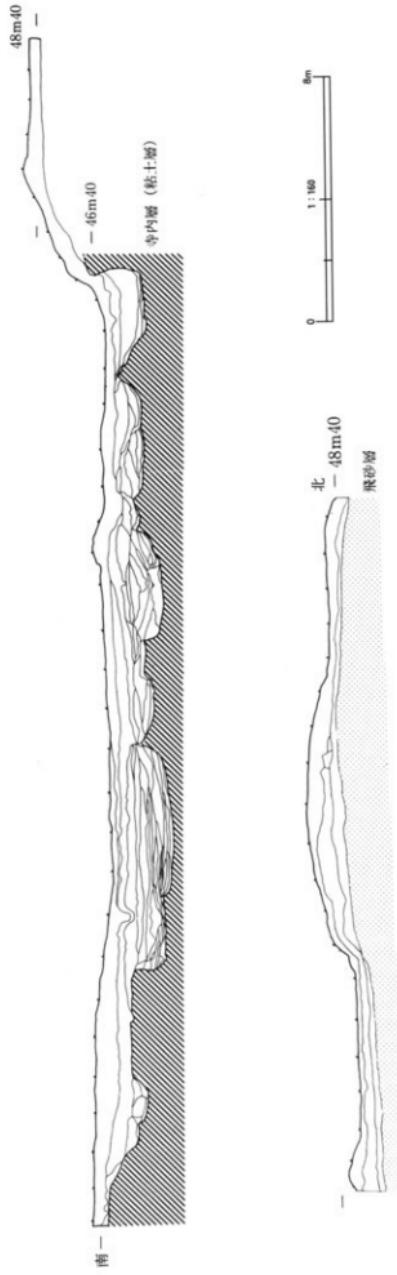
挿図2



た。それと併行して機材の整備、第76次調査区への搬入を行った（8月22日～8月28日）。調査区全域の調査が終了した段階で、航空写真撮影を行い、調査を終了した（8月29日）。



第3図 第73次調査検出遺構図

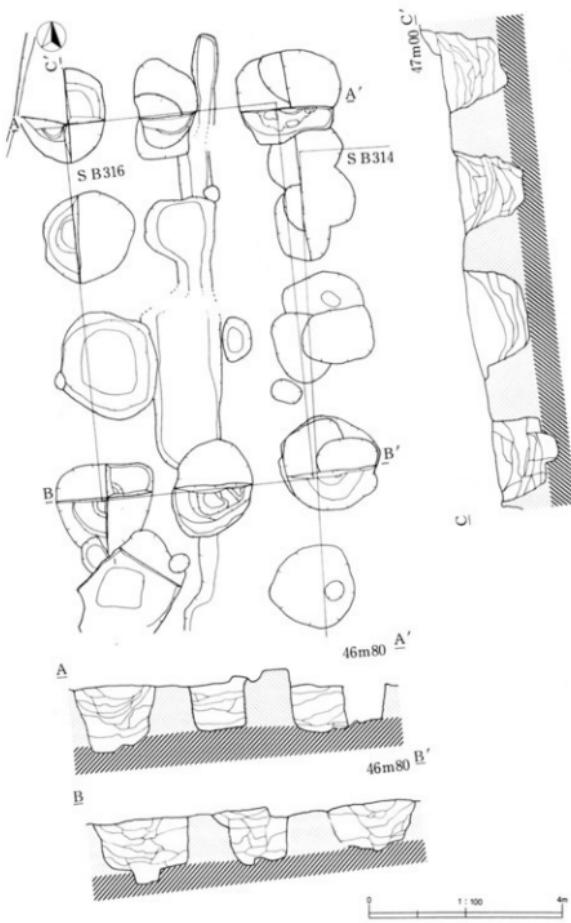


第4圖 第73次調查地西壁土層斷面圖

## 2) 検出遺構と出土遺物

### S B316掘立柱建物跡(第5回、図版5)

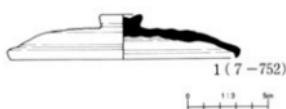
調査区北部の地山飛砂層面で検出された。第21次調査で建物の東側桁行部分が検出されていたが、西側部分については調査区外のため不明であった。しかし今回の調査でその全容が検出された。梁間2間(2.4m+2.4m)、桁行3間(2.7m+2.7m+2.7m)の南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約6度西に振れる。柱掘り方は、長径1.9m~2.0m×短径1.2m~1.8mの楕円形で、深さ1.0m~1.2mである。柱掘り方すべてに抜き取りがあり柱痕跡は不明である。第21次調査でS B316の掘り方を切るS B317掘立柱建物跡とした抜き取り穴が検出されているが、今回の調査ではS B316を切る抜き取り穴は西側では検出されておらず、不明である。



第5図 S B316掘立柱建物跡

### S B316出土遺物(第6図、図版17)

**須恵器(1)**: 柱掘り方抜き取り部分上層出土の蓋である。天井部ヘラ切り後、撫で調整を施す。内、外面に重ね焼きの痕跡が認められる。



第6図 S B316掘立柱建物跡出土遺物

### S B1625掘立柱建物跡（第7図、図版6）

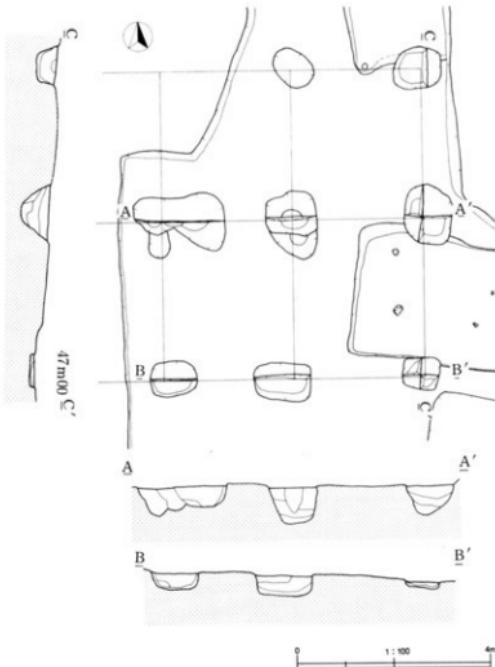
調査区北部の地山飛砂層面で検出された。西側が調査区外のため不明であるが、現状では梁間2間（3.0m+3.3m）、桁行2間以上（2.7m+2.7m…）の東西棟縦柱の掘立柱建物跡である。建物方位が梁間が北で約1度西に振れる。柱掘り方は70cm~90cm×80cm~120cmの方形及び長径90cm~120cm×短径68cm~98cmの楕円形で、深さは20cm~75cmである。柱掘り方に抜き取りが入り柱痕跡は不明である。S I 1627、S I 1629と重複しこれより新しく。

### S I 307竪穴住居跡（第8図）

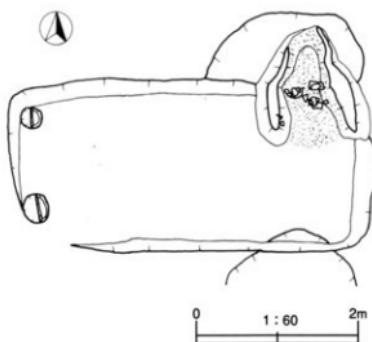
昭和52年度の第21次調査で西側が調査区外のため不明であったが、今回全容が検出された。平面形は東西4.5m×南北2.1mの隅丸長方形を呈し、西壁はほぼ真北を向いている。カマドは北壁東寄りに粘土で構築されている。内壁は赤く焼けて固くなつてあり、焚口部・燃焼部には炭化物、焼土が多量に認められた。東壁直下には柱掘り方が伴う。住居壁高は約15cmである。S B314と重複し、これよりも新しく。

### S I 1626竪穴住居跡（第9図、図版7）

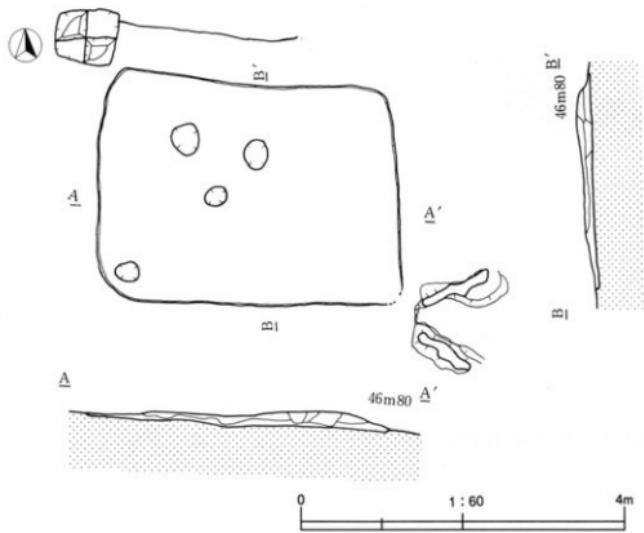
調査区北部の地山飛砂層面で検出された。平面形は東西3.8m×南北2.6mの長方形を呈し、北壁は西で約9度北に振れる。カマドは検出されない。南西隅に柱掘り方が伴う。住居壁高は8cmを計る。S I 1628と重複し、これよりも古い。



第7図 S B1625掘立柱建物跡



第8図 S I 307竪穴住居跡



第9図 S I 1626堅穴住居跡

#### S I 1626出土遺物（第10図、図版17）

すべて埋土出土である。

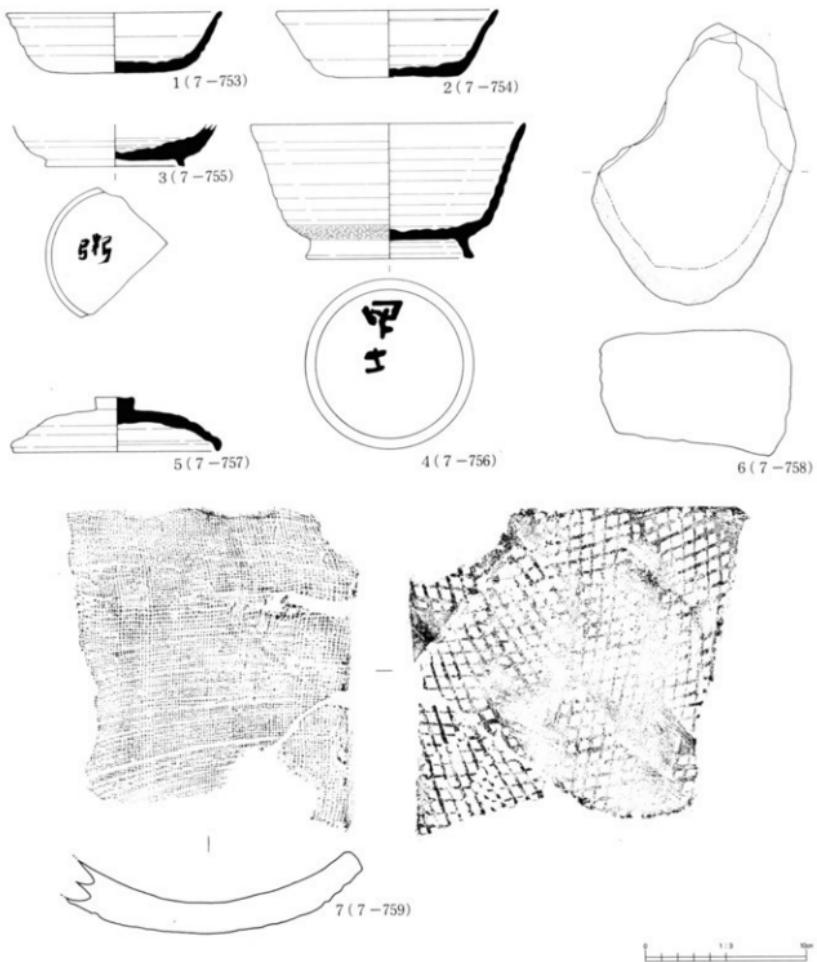
**須恵器（1～5）：**1、2はヘラ切り後、撫で調整を施す杯である。3はヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付杯である。底部に「粥」の墨書がある。4はヘラ切りで台取り付け以前に体部下端から底部にかけてケズリ調整を施す台付塊である。底部に「罝カ」、「口」の墨書がある。5は天井部へラ切り後、撫で調整を施す蓋である。

**石製品（6）：**片面使用の磨石で、石質は花崗岩である。

**瓦（7）：**格子目平瓦の破片である。凹面には布目が残り、凸面には格子目のタタキ痕が認められる。

#### S I 1627堅穴住居跡（第11・12図、図版7）

調査区北部の地山飛砂層面で検出された。平面形は東西4.4m×南北2.5mの長方形を呈し、南壁は西で約8度北に振れる。カマドは、東壁北寄りに砂混じりの粘土で構築されている。燃焼部内には平瓦を据えて支脚としている。柱掘り方は認められない。住居壁高は15cmを計る。S B 1625と重複し、これよりも古い。

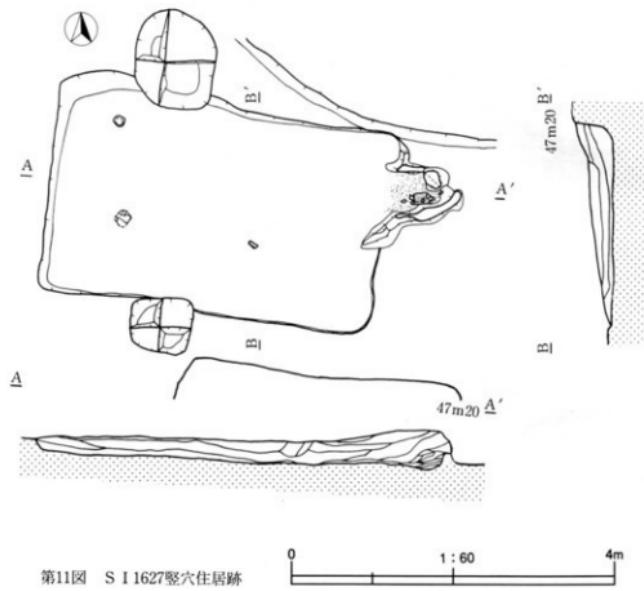


第10図 S I 1626堅穴住居跡出土遺物

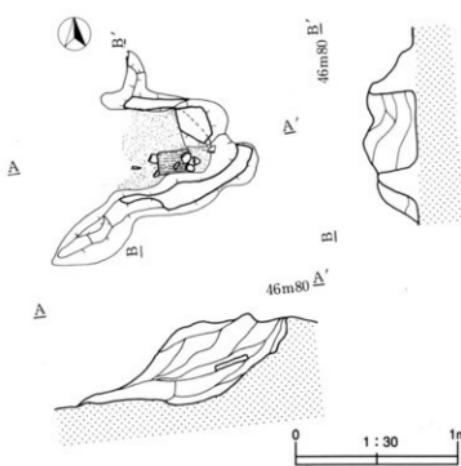
S I 1627出土遺物(第13図、図版17~19)

1~14, 16~18は埋土出土、15は埋土、カマド内からの出土である。

**須恵器 (1~13) :** 1、2、9はヘラ切り後、撫で調整を施す壺である。2は底部に炭化物が付着し、9は底部に「里」の墨書がある。3、4はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す壺である。5~7はヘラ切り無調整の壺である。8は糸切り後、外面部底部にケズリ調整、体部に撫で調整を施し、内面部から底部にかけてケズリ調整を施す壺である。10はヘラ切り後、丁寧な撫で調整を施す壺の破片と考え



第11図 S I 1627堅穴住居跡

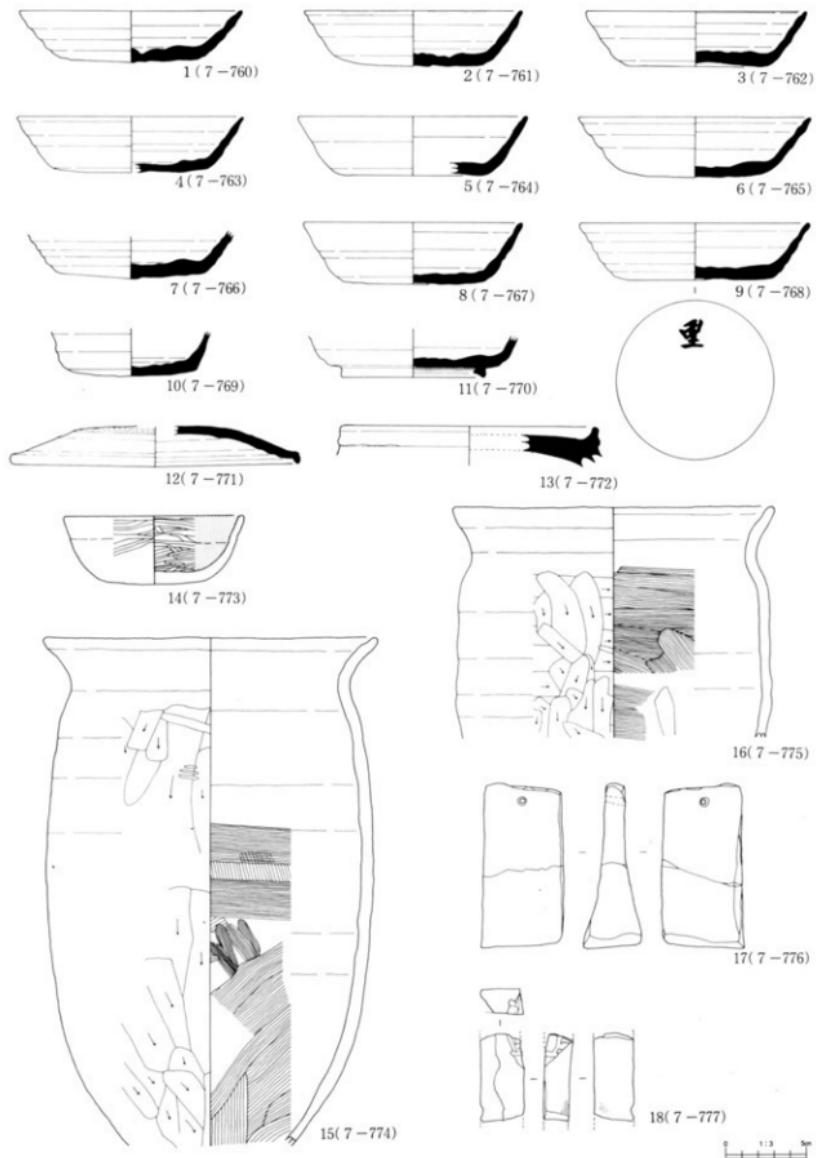


第12図 S I 1627カマド

部はその後、横方向のカキ目調整を施す。16は口縁部から体部上半の破片である。外面は横方向のケズリ調整後、縦方向のケズリ調整を施す。内面は体部に横方向または斜方向のカキ目調整を施し、口

られる。11はヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付壺である。外面底部を硯に転用している。12は蓋である。天井部にケズリ調整を施すため、切り離しは不明である。13は円面硯の面部分の破片である。陸部は黒が付着し、スペスベしている。

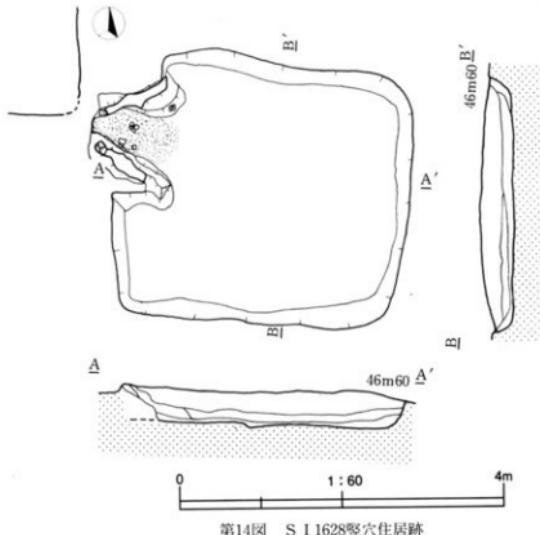
**土師器** (14~16) : 14は非ロクロ成形の小型壺である。内面と外面口縁部から体部上半にやや不明瞭な段を有する。15、16は長胴甌である。15は外面に縦方向のケズリ調整を施す。内面は体部中央から下半にカキ目調整を施す。中央



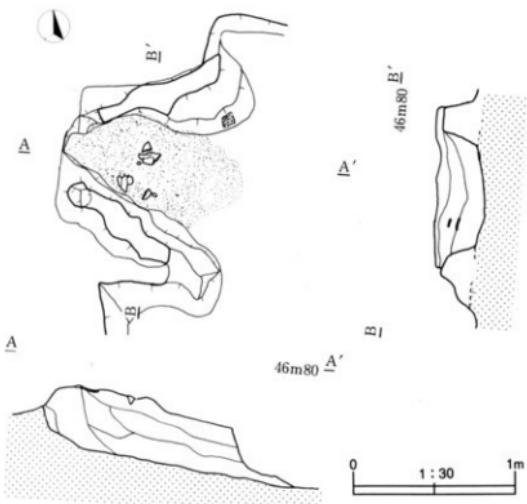
第13図 S.I. 1627堅穴住居跡出土遺物

縁部には撫で調整を施す。

石製品(17・18)：いずれも泥岩製の提砥石である。17は上部に穿穴があり、4面を使用している。18は上面から側面に穴が穿たれており、4面を使用している。17は側面上半と下面に、18は上面と側面に炭化物が付着している。



第14図 S I 1628堅穴住居跡



第15図 S I 1628カマド

#### S I 1628堅穴住居跡(第14・15図、図版8)

調査区北部の地山飛砂層面で検出された。平面形は東西3.7m×南北3.1mの長方形を呈し、南壁は西で約9度北に振れる。カマドは西壁北寄りに粘土で構築されている。燃焼部とその周辺に焼土が認められる。柱掘り方は認められない。住居壁高は42cmを計る。S I 1626と重複し、これよりも新しい。

#### S I 1628出土遺物(第16図、図版19)

1はカマド燃焼部、2は埋土出土である。

赤褐色土器(1)：長胴甕の口縁部から体部下半にかけての破片である。外面は撫で調整が施されているが、わずかにタタキ痕跡が認められる。内面は口縁部にクロコリ利用のカキ目調整を施す。体部下半は横方向のカキ目調整、斜方向のハケ目調整を施した後、一部に撫で調整を施す。

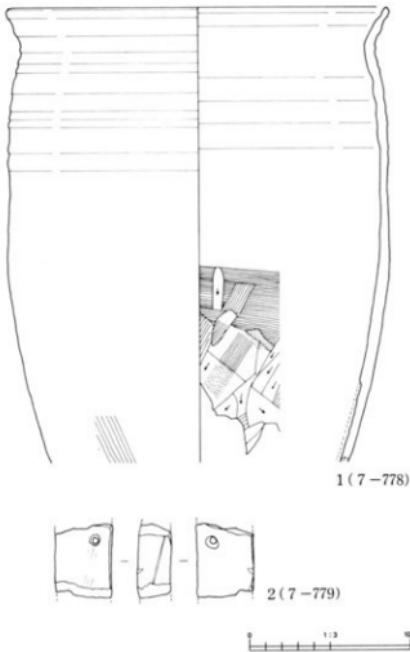
**石製品(2)：凝灰岩製の提砥石である。**  
上部に穿穴がある。現状では4面を使用している。

#### S I 1629堅穴住居跡（第17図、図版8）

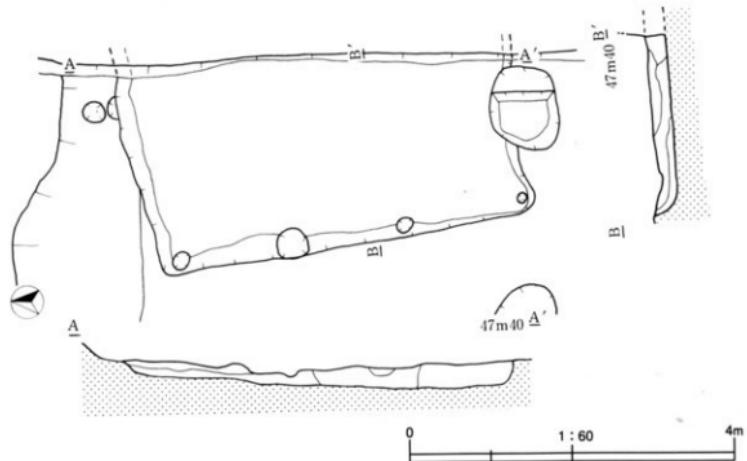
調査区北側の地山飛砂層面で検出された。  
平面形は東側が調査区外のため不明であるが、  
現状で東西2.4m以上×南北4.6mの方形を呈し、  
西壁は北で約10度西に振れる。カマドは  
検出されない。北西隅、南北隅、及び西壁直  
下には柱掘り方が伴う。住居壁高は28cmを計  
る。S B1625と重複し、これよりも古い。

#### S I 1629出土遺物（第18図、図版19）

いずれも埋土出土である。  
**須恵器（1・2）：**1はヘラ切り後、撫で調整を施す壺である。底部に逆向きに「広」と「石」の墨書がある。2はヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付壺である。底部に「茂」

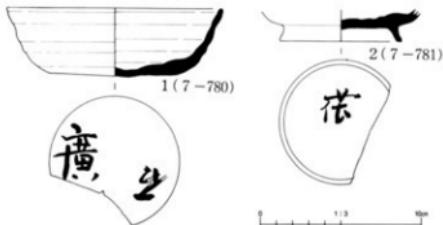


第16図 S I 1629堅穴住居跡出土遺物



第17図 S I 1629堅穴住居跡

の墨書がある。



第18図 SK 1629堅穴住居跡出土遺物

が接合した形を呈する土取り穴となる。

#### SK 1631~1636、SK 1640土取り穴(第20図、図版9・10)

調査区中央部から南部にかけて検出された土取り穴群である。土取り穴の掘込みは、径2m~8mの円形または楕円形の規模の土取り穴が連続したもので、底面は約50cm~1.5mの高低差で凹凸がある。土取り穴の範囲は西側が調査区外で不明であるが現状では東西16m以上×南北30m、深さは地山腐植粘土層面から40cm~1.8mとなっている。土取り穴壁面には全域に工具の幅約20cmの鋤の痕跡が残っている。発掘区外の西側へ連続し、沢筋を利用した大規模な土取り穴群を構成するものと考えられる。

#### SK 1631出土遺物(第21・22図、図版20~23)

1~3は埋土上層、4~34は埋土中~下層出土である。

**須恵器(1~27)**：1はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。2、3はヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付坏である。4~14はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。10は外面体部に油煙が付着している。11は内面底部に漆紙が付着しており、左文字で「 麻呂肆 」「 □ 」、「 拾 」「 春 」「 賀拾口 」「 賀米連口大口 」の文字が認められる。出舉関係帳簿と考えられる。12~14は外面底部にそれぞれ「一」、「二」、「米」の墨書がある。15~20はヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付坏である。20は外面底部を硯に転用している。21~25はヘラ切り後、天井部に撫で調整を施す蓋である。25は内外面に漆が付着している。26は天井部切り離し後、丁寧な撫で調整を施すため切り離し不明な蓋である。焼成時天井部に火ぶくれを起こしている。27は甕である。外面は体部上半にロクロ利用のカキ目調整を施す。体部下半にはタタキ痕が認められ、その後縦方向の手持ちケズリ調整を施す。内面は体部下半にあて具痕が認められ、底部は撫で調整を施す。

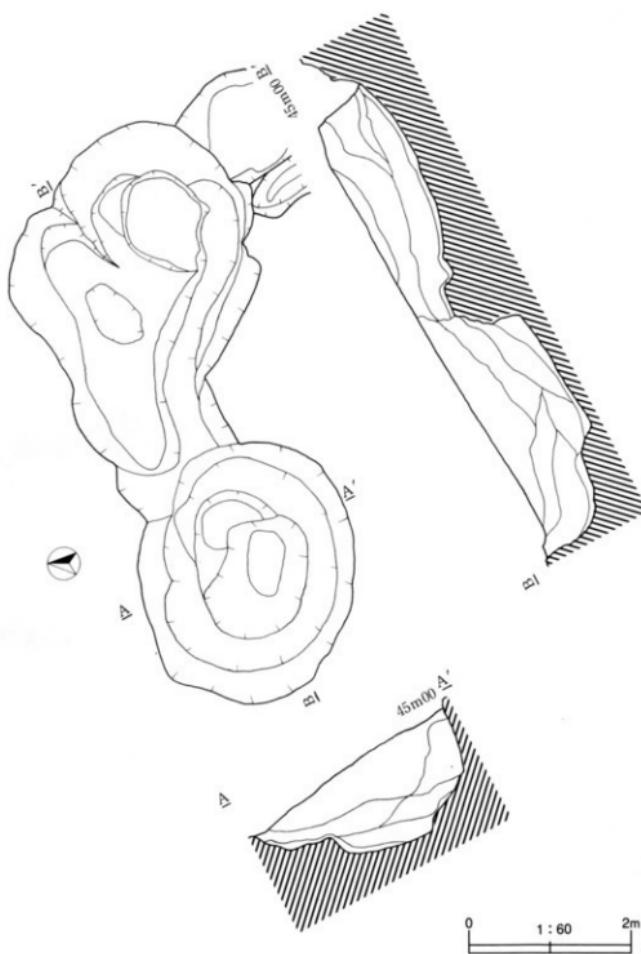
**赤褐色土器(28~30)**：すべて糸切り無調整の坏である。

**瓦(31・32)**：いずれも格子目平瓦の破片である凹面には布目が残り、凸面には格子目のタタキ痕が認められる。

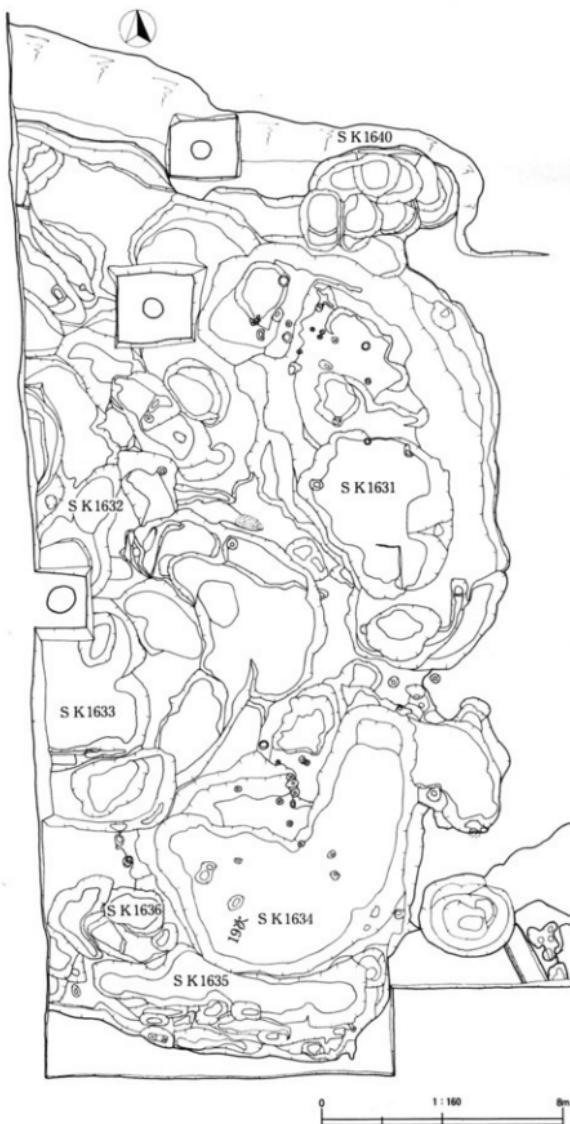
**土錐(33・34)**：いずれも大型の土錐の破片である。

#### SK 1528土取り穴(第19図)

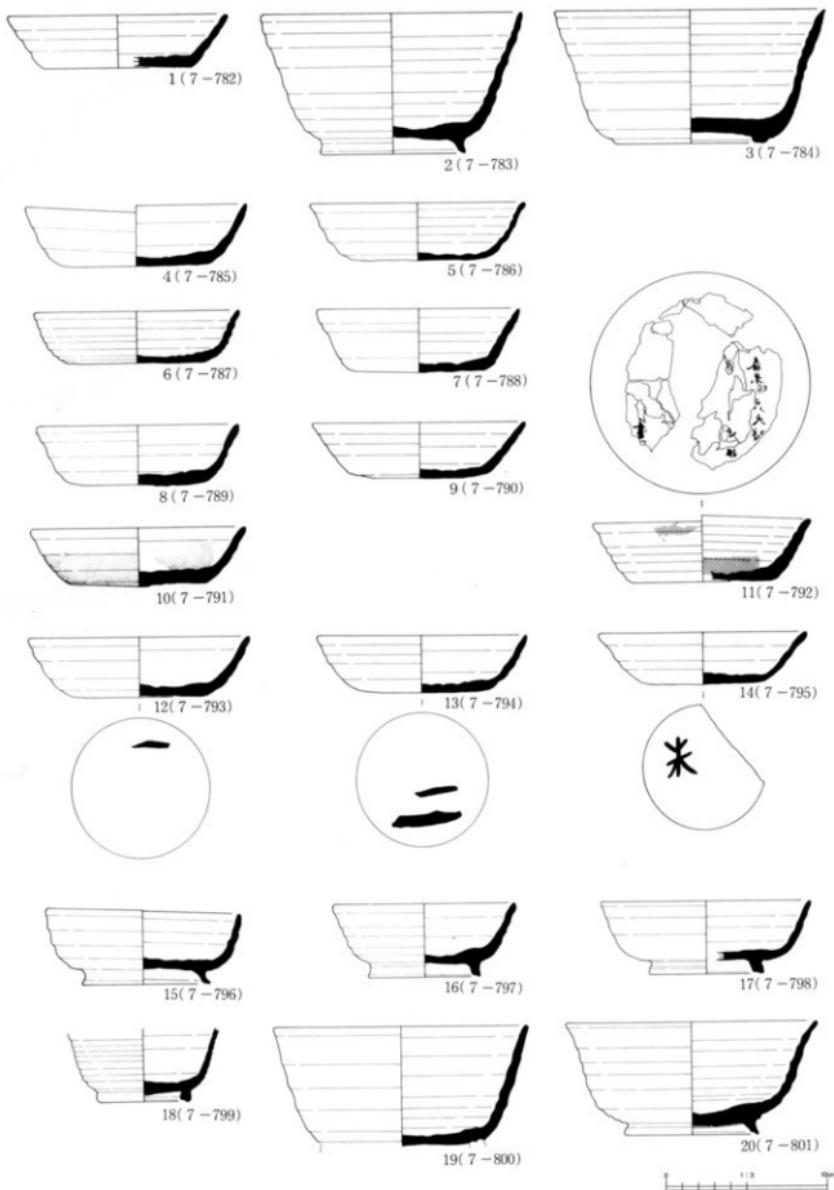
調査区南部の地山腐植土層面で検出された。平成9年度の第70次調査で東側が検出されており、今回全容が検出された。平面形は長径4.3m×短径3.1m、深さ1.0mの瓢箪形の土坑と、長径3.2m×短径2.6m、深さ1.2mの楕円形の土坑



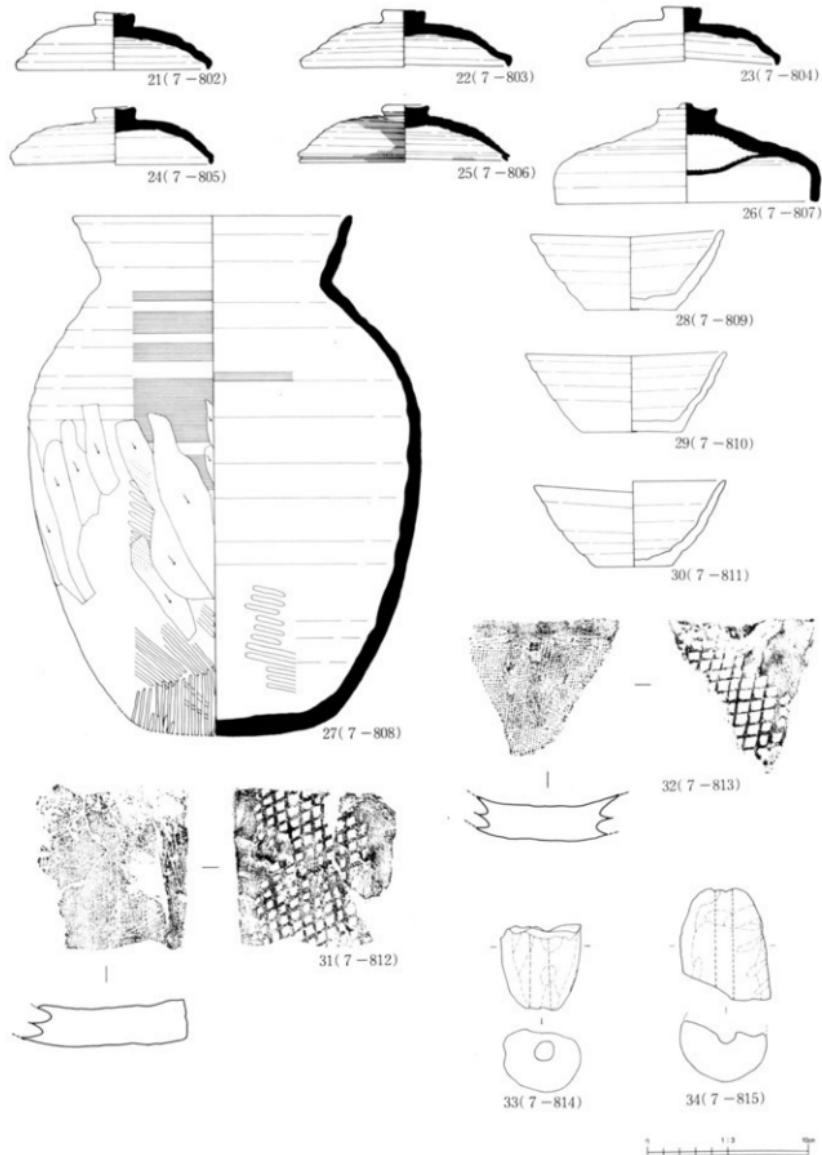
第19図 SK 1528土取り穴



第20図 SK1631～1636、1640土取り穴



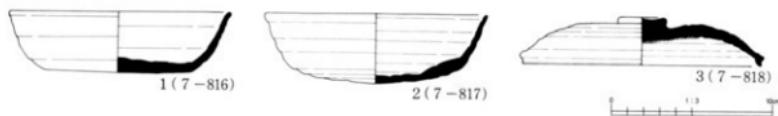
第21図 S K 1631土取り穴出土遺物①



第22図 S K 1631土取り穴出土遺物②

### S K1632出土遺物（第23図、図版22）

須恵器（1～3）：1はヘラ切り後、丁寧な撫で調整を施す坏である。2はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。3は蓋で天井部切り離し後、丁寧な撫で調整を施すため切り離しは不明である。内面天井部を硯に転用している。

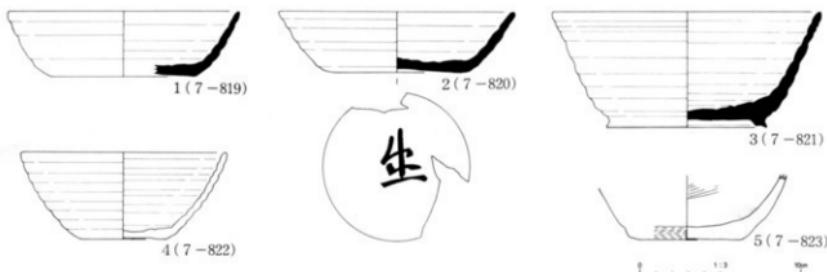


第23図 S K1632土取り穴出土遺物

### S K1634出土遺物（第24図、図版22）

須恵器（1～3）：1、2はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。2は底部に「生」の墨書がある。3はヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付坏である。

赤褐色土器（4・5）：4は糸切り無調整の坏である。5は甕の破片である。外面は体部下半に撫で調整を施す。内面はわずかにハケ目調整痕が認められ、帯状に炭化物が付着している。底部切り離しは回転糸切りである。



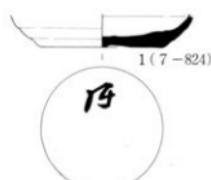
第24図 S K1634土取り穴出土遺物

### S K1640出土遺物（第25図、図版23）

須恵器(1)：ヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。底部に「厨」の墨書がある。

### S K1637土坑（第26図）

調査区南東部の地山腐植粘土層面で検出された。平面形は長径2.4m×短径1.2m、深さ10cmの楕円形の土坑である。



第25図 S K1640土取り穴出土遺物

### S K 1638土坑(第26図)

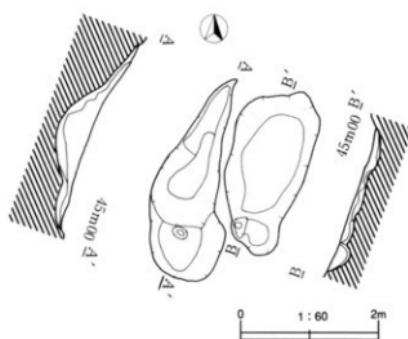
調査区南東部の地山腐植粘土層面で検出された。平面形は長径3.0m×短径90cm、深さ48cmの瓢箪形の土坑である。

### S K 1639土坑(第3図)

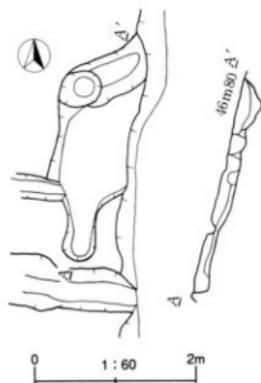
調査区東部の地山腐植粘土層面で検出された。平面形は長径2.6m×短径1.4m、深さ14cmの梢円形の土坑である。

### S K 1641土坑(第27図、図版11)

調査区北部の明褐色粘土層面で検出された。平面形は長径2.5m×短径90cm、深さ20cmの不整梢円形の土坑である。



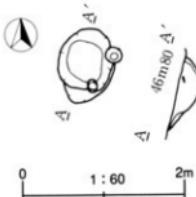
第26図 S K 1637・1638土坑



第27図 S K 1641土坑

### S K 1642土坑(第28図、図版11)

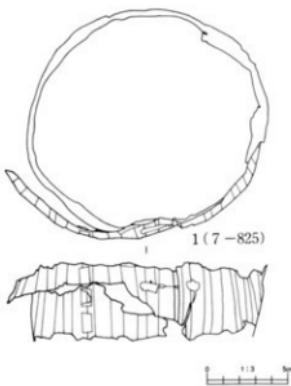
12) 調査区北部の明褐色粘土層面で検出された。平面形は長径90cm×短径65cm、深さ30cmの梢円形の土坑である。埋土から漆膜が出土した。



### S K 1642出土遺物(第29図、図版23)

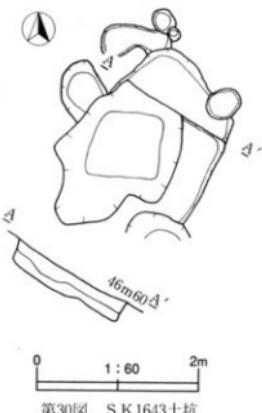
漆膜(1): 埋土から出土した漆膜である。径約14cm前後での漆容器(曲物)側板に付着した漆の膜だけが遺存したもの

第28図 S K 1642土坑



第29図 S K 1642土坑出土遺物

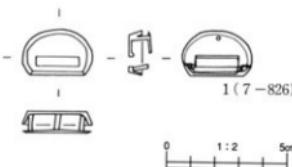
のと考えられる。曲物の側板に付着していた面には桜櫻で綴られた痕跡とケビキの痕跡が認められる。



第30図 SK 1643土坑

### SK 1643土坑（第30図）

調査区北部の明褐色粘土層面で検出された。南側が擾乱より削平され全容は不明であるが、現状では長径1.5m×短径64cm以上、深さ50cm以上の楕円形の土坑である。



第31図 SB 316堀立柱建物跡  
南西隅柱の掘り方東側ピット  
出土遺物

### SB 316南西隅柱掘り

方東側ピット出土遺物（第31図、図版23）

金属製品(1)：SB

316 堀立柱建物跡

南西隅柱の掘り方東側のピット埋土から  
出土した銅製の丸鞘

である。裏金は一部破損している。

### 3) 基本層序及び各層出土遺物

#### 基本層序

第73次調査では調査区北東部で遺物の包含層の堆積が認められたが、調査区北西部、調査区中央から南部にかけては削平により遺物包含層の堆積は認められなかった。調査区内での層位は以下のようである。

**第1層 表土**：現表土と近年の畑地の耕作土及び第21次調査時、第70次調査時の埋め戻し土。

**第2層 旧耕作土**：旧畑地の耕作土。

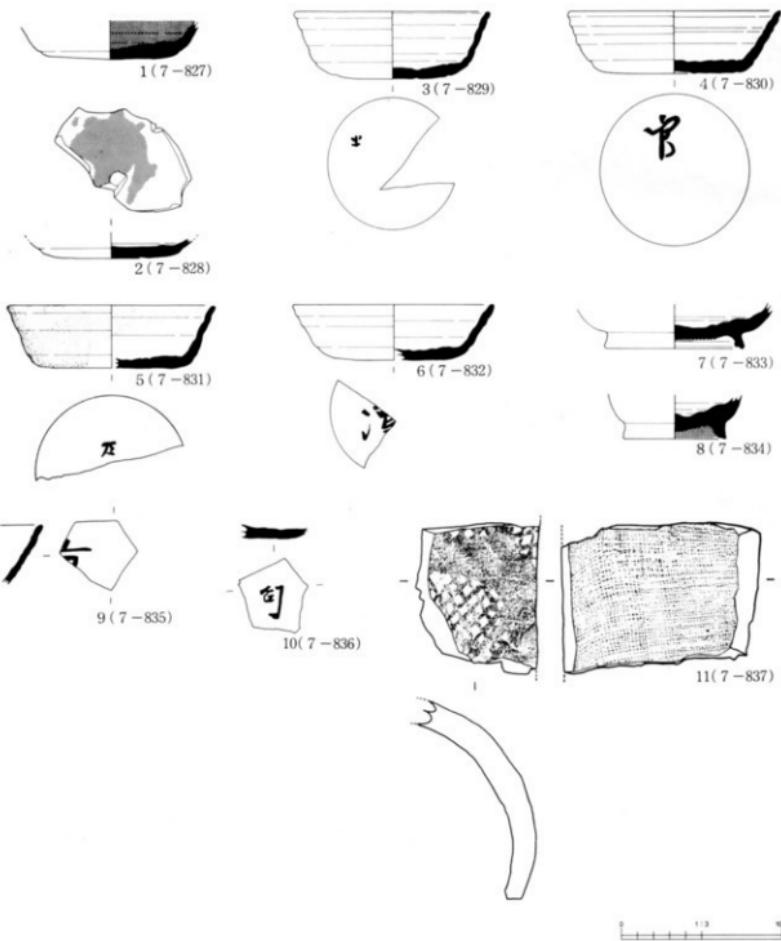
**第3層 明褐色粘土層**：調査区北東部に堆積した古代の遺物包含層。SK 1641～SK 1643の検出面。  
**地山飛砂・地山腐植土層**：調査区北側は浅黄色砂の飛砂が地山となっており、調査区中央から南側は黒褐色を呈する腐植した粘土が地山となっている。SB 316、SB 307、SI 1626～SI 1629、SK 1528、SK 1631～1640の検出面。

#### 各層出土遺物

##### ○表土・表採・旧耕作土出土遺物（第32図、図版23・24）

**須恵器（1～10）**：1はヘラ切り無調整の坏である。内面を硯に転用している。2～6はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。2は内面底部に漆膜が、5は外面に炭化物が付着している。3～6は底部にそれぞれ「米カ」、「官」、「厨カ」、判読不能の文字がある。7、8はヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付坏である。外面底部を硯に転用している。9は坏の体部、10は底部の破片である。9は判読不能の、10は「司」の墨書がある。

**瓦Ⅱ**：格子目丸瓦の破片である。凸面には格子目のタタキ痕が認められ、凹面には布目が残る。



第32図 表土・表採・旧耕作土出土遺物



第33図 第3層明褐色粘土層出土遺物

#### ○第3層出土遺物 (第33図、図版24)

須恵器(1)：ヘラ切りで台周縁部に撫で調整を施す台付坏である。

石製品(2)：泥岩製の提砥石である。

上部に穿穴があり、5面を使用している。

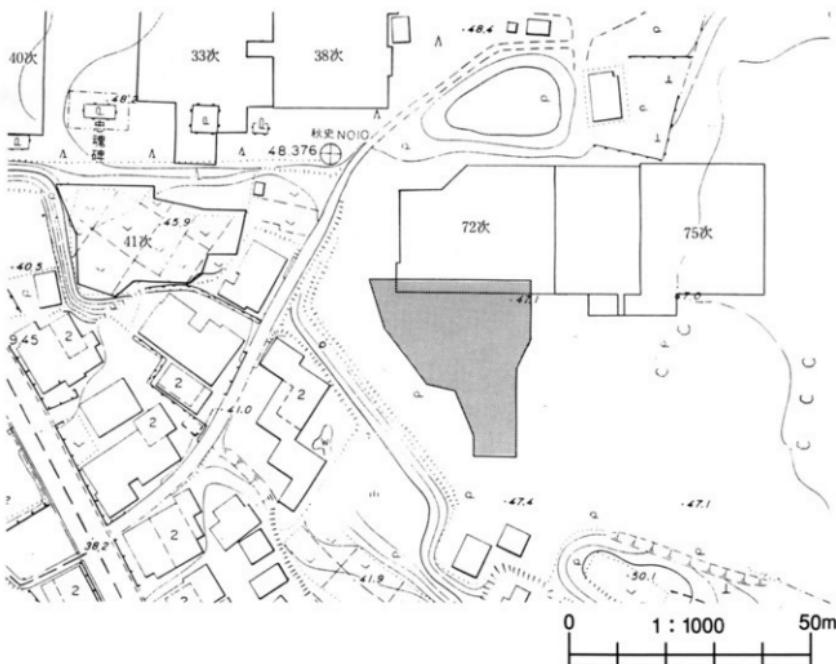
### III 第76次調査

#### 1) 調査経過

第76次調査は、大畠地区中央部を対象に、平成12年8月29日から11月29日まで実施した。発掘調査面積は745m<sup>2</sup>（226坪）である。調査地は政府から外郭東門に至る間の区域にあたり、一昨年度の第72次調査地とは北に隣接している。調査地北西側の第33次調査や、北側の第72次調査、第75次調査では、掘立柱建物跡や竪穴住居跡、鍛冶工房跡、柱列跡、土取り穴跡等を検出している。調査地は旧高清水小学校跡地で、現地形は校舎解体後に平坦に整地され、雑木の生える荒れ地となっていた。

調査は前年度に続き、建物群をはじめとする遺構の広がりや利用状況の把握を目的として実施した。まず雑木の伐採及び抜根作業を行い、その後調査区の設定を行った（8月29日～9月4日）。

表土除去作業を調査区西側から開始した。調査区のほぼ全域には表土が小学校造成時の造成土と旧耕作土からなり、厚さは10cm～60cmと調査区南側にいくにつれて厚く堆積していた。調査区西側では旧耕作土直下で近・現代の土取り穴搅乱の埋土が厚く堆積していた。調査区西側が近代の土取り穴搅



第34図 第76次調査周辺地形図

乱であることが判明したため、この土取り穴埋土の除去作業と、併行して調査区東側の表土除去作業と搅乱穴埋土除去作業を行った。また、調査区を南側に拡張し表土除去作業を行った（9月5日～10月10日）。

調査区全域に平面実測用の遣り方を設置し、調査区西側から平面実測を行った。また、土層観察用ベルトの写真撮影、断面実測を行い、終了したものから除去していく。それと併行して調査区東側、南側の遺構精査を行った（10月11日～10月27日）。調査区東側、南側の遺構精査が終了した時点で、各遺構の検出状況についての全景写真撮影を行った（10月18日～10月19日）。調査区南側に遺構確認のために幅1mのトレーナーを設定したものの、遺構は確認できなかつた（11月1日）。調査区南側に厚く堆積している暗褐色土層を除去し黒褐色砂層を確認、S D1644を検出した。暗褐色土層除去作業終了後、調査区南側で写真撮影、平面実測を行った（11月6日～11月13日）。

調査区全域の航空写真撮影を行い（11月14日）、その後調査区南側に関して補足調査を行った。黒褐色砂層を除去し地山飛砂層を確認、ピットを10数基検出し、調査区南側の検出状況についての写真撮影を行った後、平面実測を行った（11月15日～11月20日）。調査区南側での建物プランの組み合いを検討したが判然とせず、遺構の検出はできなかつた（11月21日～11月24日）。

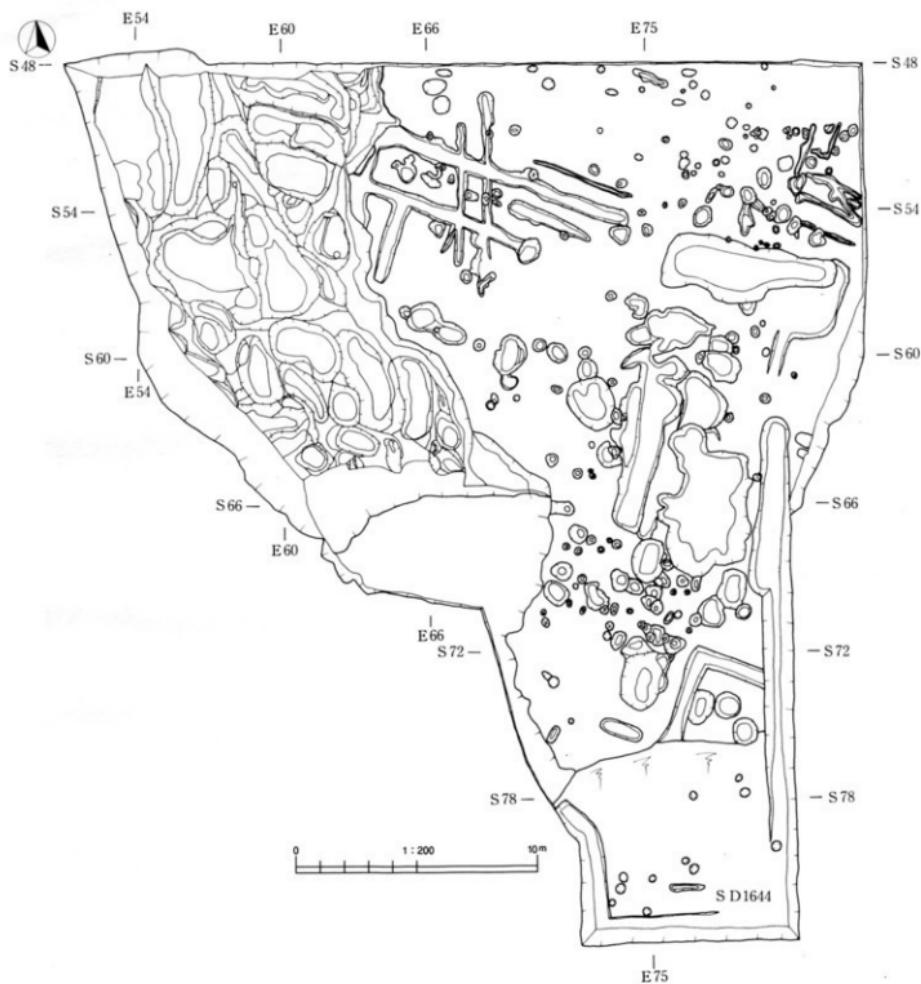
発掘調査機材の整備、清掃等を行い調査を終了した（11月29日）。

挿図3



挿図4





第35図 第76次調査検出遺構図

## 2) 検出遺構と出土遺物

### S D1644溝跡（第35図、図版16）

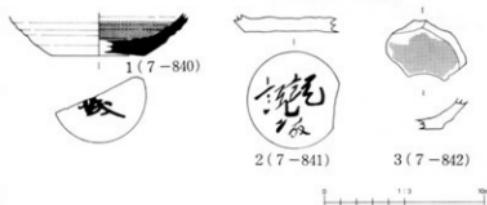
調査区南部の包含層面で検出された。幅22cm～39cm、深さ14cm、長さ1.4mの溝跡である。溝の方向はほぼ東西方向である。

### 近・現代土取り穴出土遺物（第36図、図版25）

調査区の西側で検出された、近・現代の土取り穴埋土から古代の遺物が数点出土した。

**須恵器(1)**：糸切り無調整の壺である。内面を硯に転用しており、底部に「城」の墨書がある。

**赤褐色土器(2・3)**：いずれも糸切り無調整の壺の破片である。2は底部に判読不能の墨書があり、3は内面に漆膜が付着している。



第36図 近・現代土取り穴出土遺物

## 3) 基本層序及び各層出土遺物

### 基本層序

第76次調査では調査区南部で遺物の包含層の堆積認められたが、調査区北側から中央部にかけては削平により遺物包含層の堆積は認められなかった。調査区内での層位は以下のようになる。

**第1層 表土・造成土**：現表土と小学校造成時の造成土。

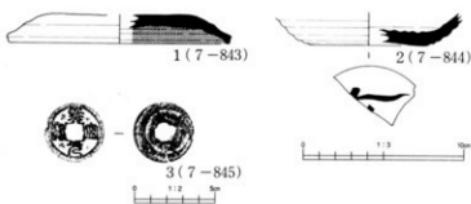
**第2層 旧耕作土**：小学校造成以前の畑地耕作土。

**第3層 暗褐色土層**：調査区南側に堆積する。赤褐色土器の小破片がわずかに出土したが、この面での古代の遺構は検出されず、校舎の基礎が検出された。小学校造成時の造成土の可能性もある。

**第4層 黒褐色砂層**：調査区南側に堆積する、古代の遺物包含層。S D1644の検出面。

**地山飛砂層**：調査区全域は浅黄色砂の飛砂が地山となっている。

### ○表土・表採・旧耕作土出土遺物（第37図、図版24）



第37図 表土・表採・旧耕作土出土遺物

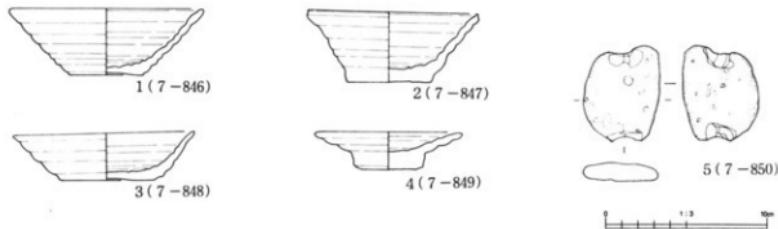
**須恵器(1・2)**：1は天井部ヘラ切り後、撫で調整を施す蓋である。内面を硯に転用している。2はヘラ切り後、撫で調整を施す壺である。底面に判読不能の墨書がある。

銭貨(3)：熙寧元宝（初鑄年1068・北宋）の銅錢である。

○第4層出土遺物（第38図、図版24）

赤褐色土器（1～4）：1～3は糸切り無調整の壺である。4はヘラ切り無調整の柱状高台皿である。

石製品(5)：凝灰岩製の石錐である。



第38図 第4層黒褐色砂層出土遺物

## IV まとめ

### 第73次調査検出遺構の年代と配置について

第73次調査は、政庁から外郭西門に至る間の焼山地区北西側における掘立柱建物跡群の追究を含めた遺構の広がりや、利用状況の把握を目的に実施した。調査の結果、再検出の掘立柱建物跡3棟、竪穴住居跡1軒の他に、新たに掘立柱建物跡1棟、竪穴住居跡4軒、溝跡1条、土坑7基、土取り穴群を検出した。

焼山地区中央部における大規模な掘立柱建物跡群については、新たに1棟を検出したことにより建物群の配置がより明確になった。また、調査区西側で大規模な土取り穴が検出されるなど、新たな利用状況も明らかになった。

今次調査地の各遺構については、地山飛砂層や地山腐植粘土層面検出が多く検出層位などからの時代区分は困難であり、可能な範囲で年代に触れてみたい。また、焼山地区的掘立柱建物群についても既調査の成果もふまえて、考察を加えてみたい。

#### 1) 各遺構の年代について

調査区中央南半で検出された大規模な土取り穴については、第70次調査で検出されたSK1525～1528土取り穴群（註1）と埋土の比較をすると、第70次調査で検出された土取り穴群の埋土には共通した褐色土を主体とする堆積土があり、また遺物がほとんど出土していない。今次調査で検出された土取り穴群は大規模で共通した埋土がみられないこと、また比較的多くの遺物が出土し、その埋土下層からは扁平なツマミを持つ蓋が多く出土し、また胴中央部に最大径を持つ広口壺が出土している。赤褐色土器類は糸切り無調整の小型壺Aタイプ（註2）がほとんどである。このことから、大規模な土取り穴群は8世紀～9世紀にかけて徐々に埋まっていったものと考えられる。

調査区北側で検出されたSI1627竪穴住居跡は埋土及びカマド周辺から土師器、須恵器が出土しており、赤褐色土器類が供伴していないことから8世紀第3四半期頃の年代が考えられる。また住居の壁がほぼ同じ方位で、北西に振れるSI1626、SI1629、SI1629についてもSI1627と同時期のものと考えられる。

調査区北側で検出されたSB316については1.2m×2.0mの円形で、建物方位桁行が北で約6度西に振れる。平成8年度第66次調査考察における焼山地区掘立柱建物の分類（註3）において8世紀に位置づけられているB類掘立柱建物群はほぼ同位置での建て替えが確認されており、さらにB群のなかで2時期の変遷があり、細分される可能性が示唆されている（註4）。SB316は規模が縮小され、また建物方位もSB314とは異なり、これよりも新しい建物であることから、B類では後半のものと考えてみたい。

SB1625については総柱建物であること、掘り方の規模などから第70次検出のSB1512と第66次検出のSB1451（註5）との検出事例から、第21次調査検出のSB313（註6）と連続する並倉のような

構造を持つ建物跡と考えられるが建物の連続性や若干柱筋等が異なっていることから、若干の時期的な相違も考えられる。S B313は8世紀末～9世紀初め以降の年代に位置づけられていると考えられる。S B1625の堀り方の大きさ、建物方位等からC類では後半に位置づけられるものと考えたい。

## 2) 焼山地区掘立柱建物群の配置

焼山地区掘立柱建物群については第66次調査、第70次調査考察でA～D類の分類を行い、B類とC類が一定の規則的配置に基づく掘立柱建物群を構成することを述べている。

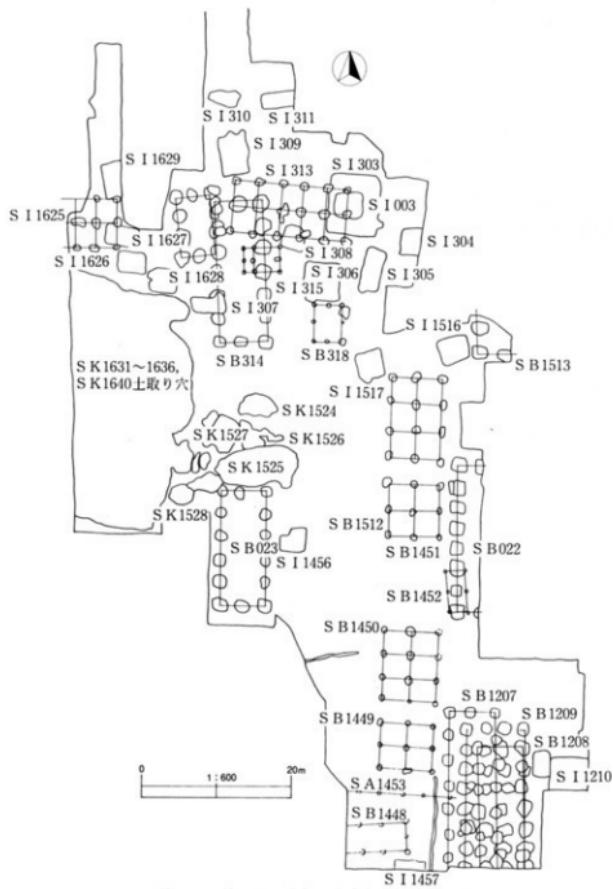
B類掘立柱建物群については、南北方向に3棟が間隔をおいて列をなし、それが2列に並列する建物配置が裏付けられている。並列して配置されるS B314とS B1513との関係から、S B316に並列して存在するS B1513と重複する建物の存在が考えられるが、調査区域外であり今後の発掘調査の成果が待たれる。

C類掘立柱建物群については、新にS B1625が検出されたことにより、大規模な土取り穴を囲むように西側へのプランが展開されることが判明した。

調査地北側では外郭北側の区画施設を追究したが、築地等の区画施設は検出されなかった。今後さらに北側での調査を待たなければならないが、僅かながら瓦を含んだ崩壊土状の土壤が一部検出された。周辺には土手状の高まりも一部見られるものの、後世の耕作による築地削平の可能性も考えられる。

焼山地区掘立柱建物分類表

類	建 物 規 模	柱 掘 り 方 規 模	柱 痕 跡	建 物 方 位	該 当 建 物	備 考
	梁 間	桁 行				
A	3間	7間以上	直径1.5m～2.0mの円形または1.4m～1.8mの不整形	直径40cm～50cm	真北	S B1029
B	2間～3間	5間～7間以上	1辺1.0m～2.0mの方形または直径1.5m～2.0mの円形	直径30cm～40cm	N 1°～3°W	S B314, 022, 023, 1207, 1208, 1513 (S D1458)
	"	"	"	"	"	S B316
C	2間	2間～7間	直径50cm～140cmの円形	直径20cm～25cm	ほぼ真北かN 2°～4°E	S B313, 1499, 1450, 1451, 1512, 1625 (S A1453)
D			直径22cm～70cmの円形	直径20cm	N 1°～5°W	S B315, 318, 1148, 1452
						・C類よりも建物規模小 ・総柱建物 ・並倉構造 【8世紀末～9世紀初頃】
						・B類よりも建物規模小 ・側柱タイプ建物 ・規則性なし 【9世紀以降】



第39図 焼山地区北部・中央部主要遺構配置図

- 註1 『秋田城跡平成9年度発掘調査概報』 秋田市教育委員会 1998年
- 註2 赤褐色土器の呼称と壙A・Bの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止糸切りのものを赤褐色土器とし、壙類の底部から体部下端および下半にかけてケズリ調整を施すものを壙B、無調整のものを壙Aとしている。
- 註3 『秋田城跡平成8年度発掘調査概報』 秋田市教育委員会 1997年
- 註4 註3まとめ
- 註5 註3
- 註6 『秋田城跡昭和52年度発掘調査概報』 秋田市教育委員会 1977年

## V 秋田城跡環境整備事業

### 平成12年度の整備（鶴ノ木地区第1次18ヶ年計画）

平成12年度の整備は、鶴ノ木地区中央(5)の整備として、建物跡の平面表示および柱列の表示等を行った。

#### 1) 造成計画

本年度の整備地は、土取りにより南側が急傾斜地の指定を受けるほど後世の改変が加えられたところの東側にあたり、今回表示することとした建物跡部分を一部含めた南側も削平により失われていた。

そこで、この地区全体で行ってきた地形復元を今回も行なった。

ただ今回整備を行った南側には、後世の土取りによる改変地であるということを利用した公衆トイレ（便所スペース30.04m<sup>2</sup>・休憩スペース22.50m<sup>2</sup>）及び付随する外構施設があることから、地形復元は建物表示より3m南側までの位置とし、その先に法面を設け公衆トイレ設置面のレベルに合わせることとした。（第1図）

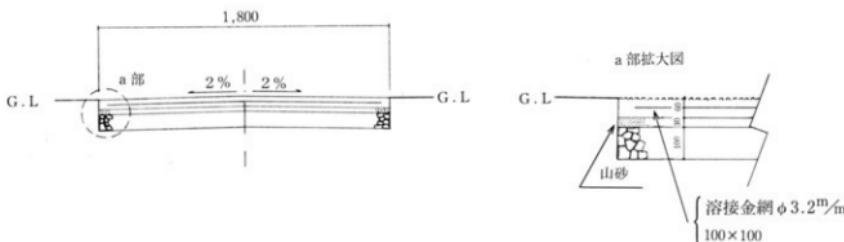
また、環境復元の一環である植生復元として花粉分析等から判明している黒松（C=0.3, W=2.0, h=4.0m）を植栽した。これは、北側の地形復元したところから見たとき、南側に緑の群を見ることにより削平された部分の地形を、盛土をしなくても続いているように見せる効果をねらったものである。



第1図 外郭東門・鶴ノ木西地区整備平面図

## 2) 園路整備

公衆トイレ外構部から整備地までは園路を設けたが、従来の園路舗装は、整備材料については極力一次材を用いるという本史跡においてのコンセプトから、砕石舗装[路盤C-40・t=0.1m, S-5・S-13・t=0.05m(転圧後寸法)、スクリーニングス・ $0.6\text{m}^3/100\text{m}^2$ ]としていたが、経年変化による表面処理材(スクリーニングス)の飛散、流失による歩きづらさ等に対処するため、今回は、試験的に火山礫洗い出し舗装[路盤C-40・t=0.1m、遮断層(山砂)・t=0.03m、火山礫洗い出し・t=0.06m]を採用した。(第2図・図版1)この舗装の特徴としては、参考値ではあるが衝撃吸収性(GB係数22.9%)、反発弾性(SB係数2.5%)が土とほぼ同じであり、足や膝に対する負担が少なく、また自然の色調に近いこと、凍結・降水時のノンスリップ効果が期待できることなどである。



第2図 火山礫洗い出し舗装標準断面図



図版1 火山礫洗い出し舗装表層部拡大

工事の概要は次のとおりである。

実施地区

鶴ノ木地区中央(5)

実施面積 670m<sup>2</sup>

総事業費 20,000千円

工種	種別	細目	数量	金額(千円)	備考
敷地造成工	土工		1式	1,985	切・盛土(山砂、赤土)
園路広場工	法覆工		1式	362	法面整形・人工芝(221m <sup>2</sup> )
	排水工		"	340	300型U型側溝(56m)
	舗装工		"	229	火山礫洗い出し舗装(39m <sup>2</sup> )
	階段工		"	1,002	米ヒバ特1丸棒加工材・防腐加工済材
遺跡表示工	表示工		1式	5,279	建物跡表示(1棟) 柱列表示(5本) 表示用石柱(3基)
修景施設工	植栽工	上木植栽工	1式	323	黒松
		下木 "	"	542	ニシキギ・ドウダンツツジ・サツキ(大盆)
		生垣工	"	578	マサキ 3本/1m(52m)
	芝工	種子吹付	320m <sup>2</sup>	53	白クローバー・ペントグラスハイランド・ケンタッキーブルーブラス
直接工事費計				10,693	

### 3) その他の整備

建物の平面表示・柱列表示に用いる柱の保存処理薬剤については、A Q(木質建材等承認推進事業)表示のA C Q・A A C等で行いその経年変化を比較しているが、今回は新たに樹脂注入(ユリア・エチレン系)の処理を行ったものを使用した。



図版2 平成12年度環境整備完成写真(東から)



図版3 平成12年度環境整備完成写真(西から)



図版1 第73次調査航空写真（上：北）



第73次調査区 南側遺構全景（検出状況）（東から）



第73次調査区 北側遺構全景（重複関係上位遺構検出状況）（東から）



第73次調査区 北西側遺構全景（検出状況）（南から）



第73次調査区 南側遺構全景（東から）



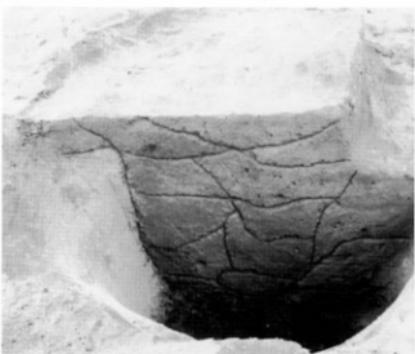
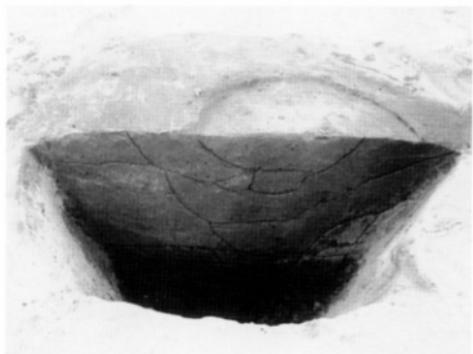
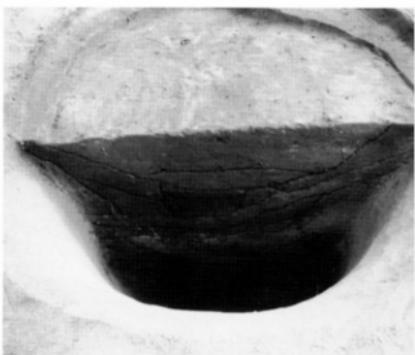
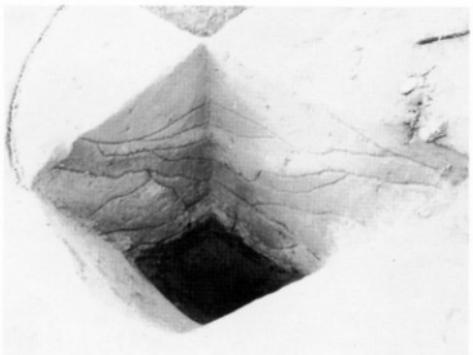
第73次調査区 北側造構全景（重複関係下位遺構）（東から）



第73次調査区 北西側造構全景（南から）



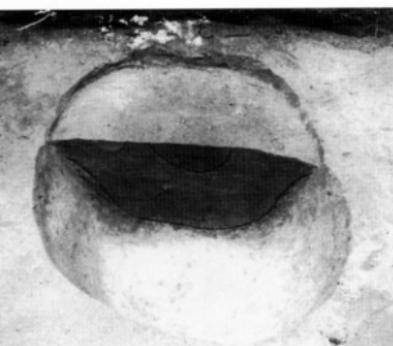
S B316掘立柱建物跡（南から）



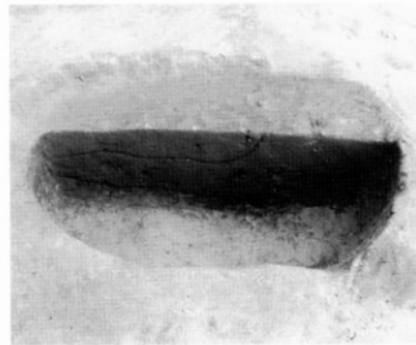
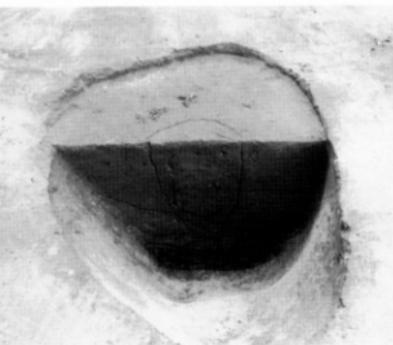
S B316掘立柱建物跡柱掘り方断面



S B1625掘立柱建物跡（南から）



S B1625掘立柱建物跡  
柱掘り方断面





S I 1626堅穴住居跡  
(西から)



S I 1627堅穴住居跡  
(西から)



S I 1627堅穴住居跡カマド  
(西から)



S I 1628 壴穴住居跡  
(東から)



S I 1628 壴穴住居跡  
(東から)



S I 1629 壴穴住居跡  
(北から)



土取り穴群（東から）



土取り穴群（南から）



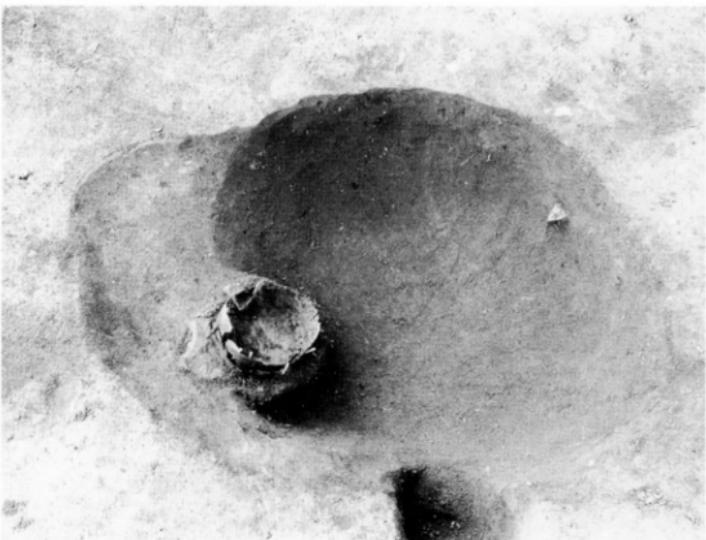
土取り穴群断面（東から）



土取り穴群断面（南から）



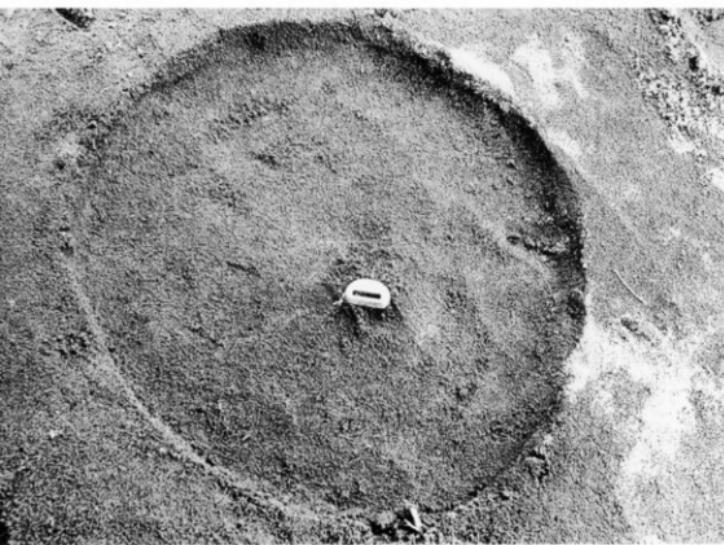
S K 1641土坑（東から）



S K 1642土坑（東から）



S K 1642土坑 漆膜出土状況



S B 316掘立柱建物跡南西隅柱の掘り方東側ビット 丸柄出土状況



第76次調査区 北側遺構全景（東から）



第76次調査区 南側遺構全景（最上層面検出状況）（東から）



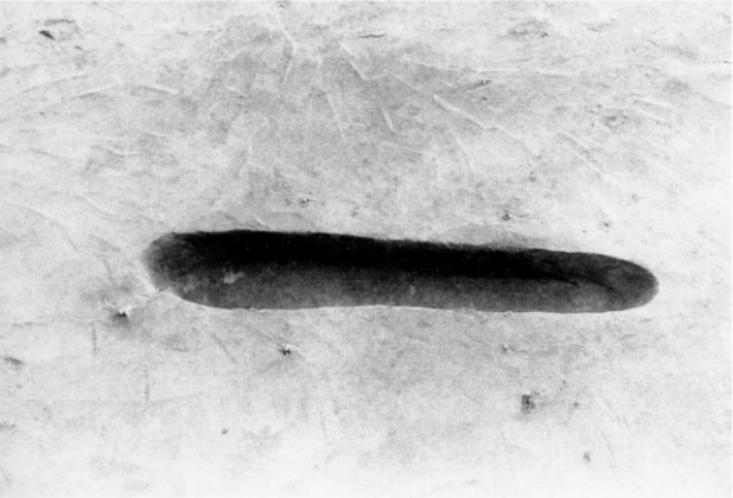
第76次調査区 南側遺構全景（重複関係上位遺構検出状況）（東から）



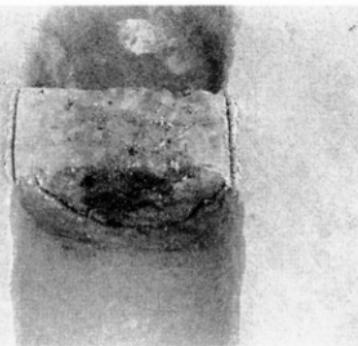
第76次調査区 南側遺構全景（重複関係下位遺構検出状況）（東から）

第76次調査区 北西側  
近・現代土取り穴群  
(北から) 上・下

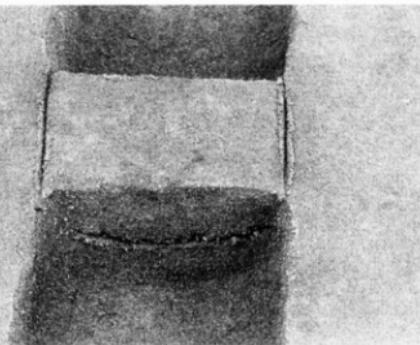




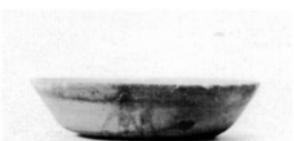
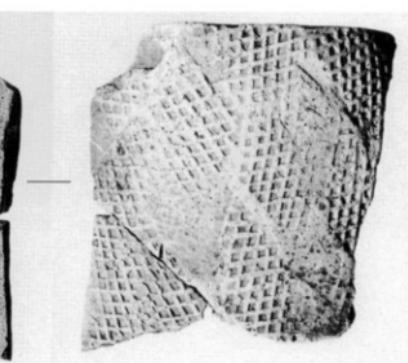
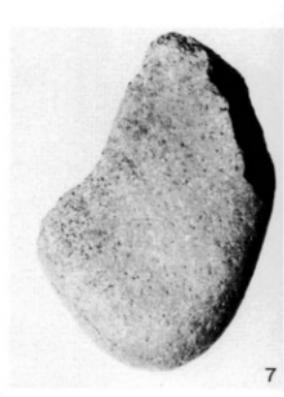
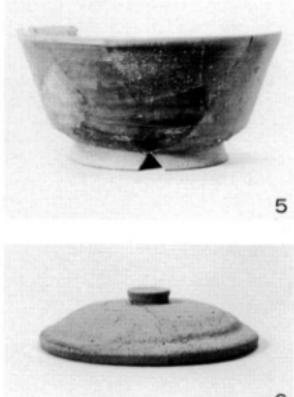
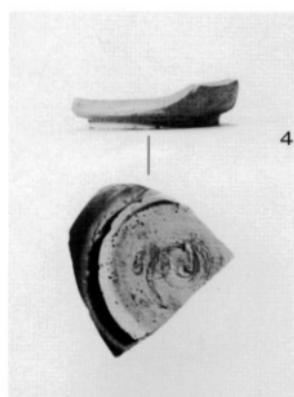
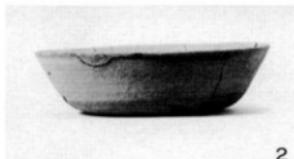
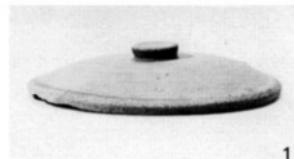
S D 1644溝跡（南から）



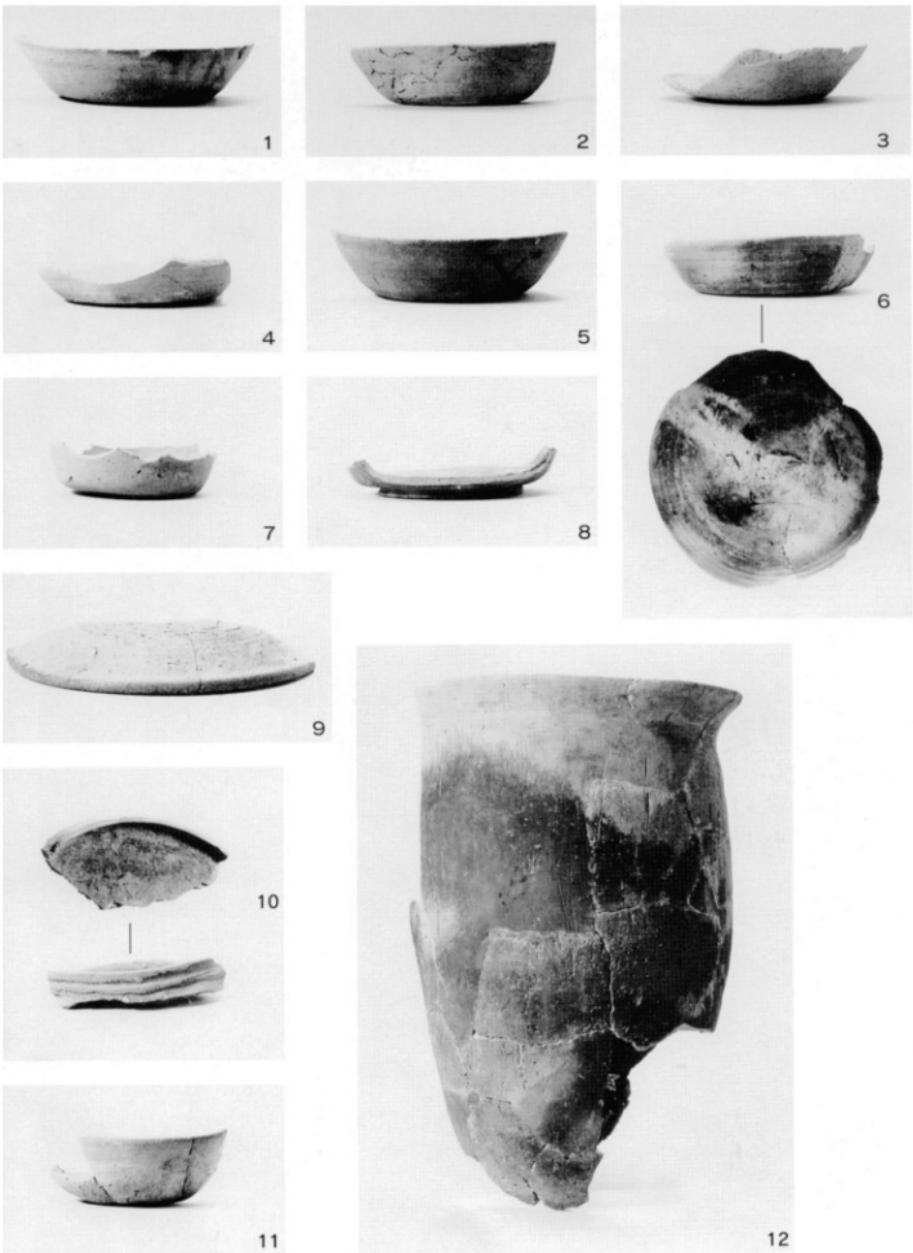
S D 1644溝跡西側断面  
(東から)



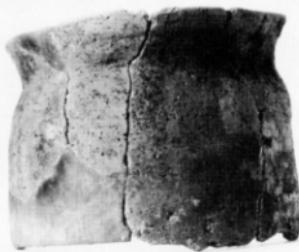
S D 1644溝跡東側断面  
(東から)



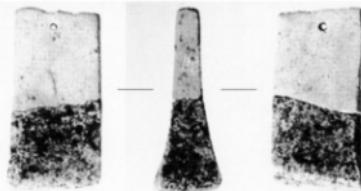
図版17 1 S B316, 2~8 S I 1626, 9~11 S I 1627



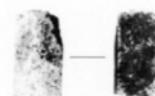
図版18 1~12 S I 1627



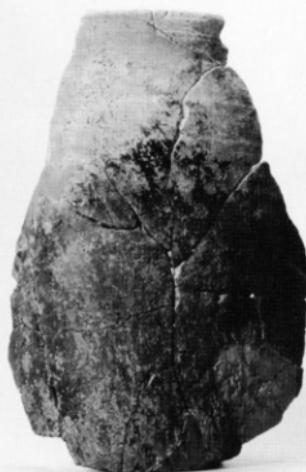
1



2



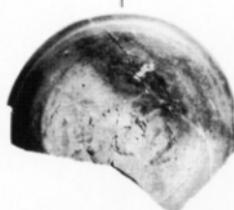
3



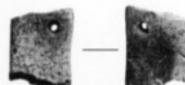
4



6



7



5

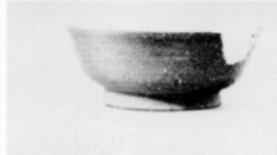
図版19 1～3 S I 1627, 4・5 S I 1628, 6・7 S I 1629



図版20 1~14 S K 1631



1



2



3



4



5



6



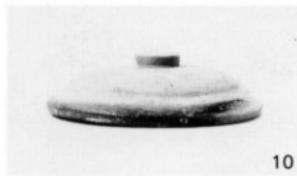
7



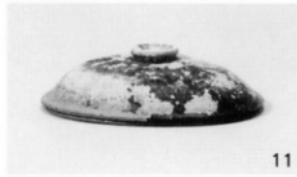
8



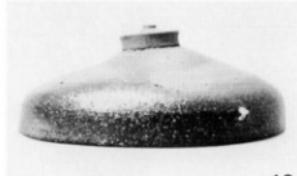
9



10



11

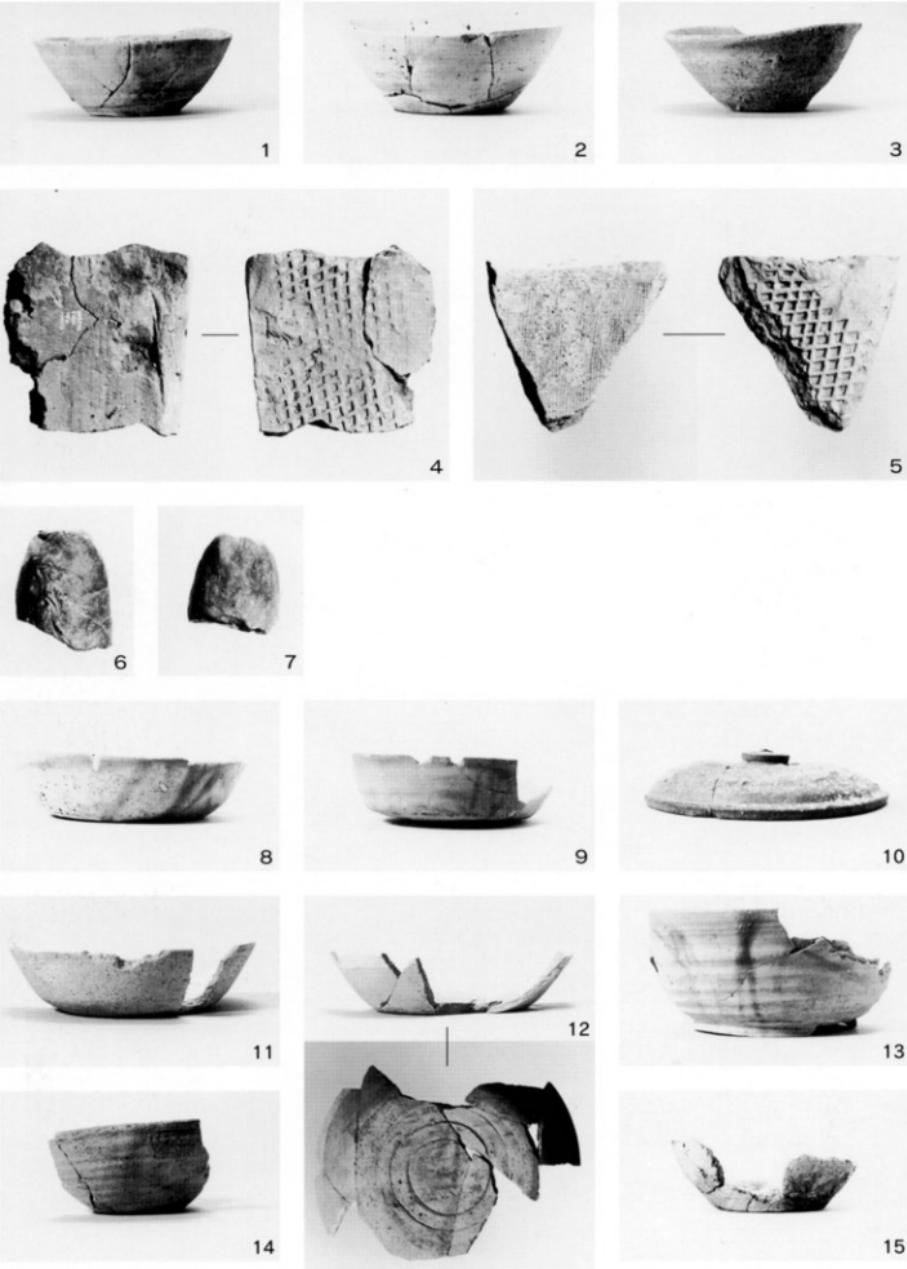


12

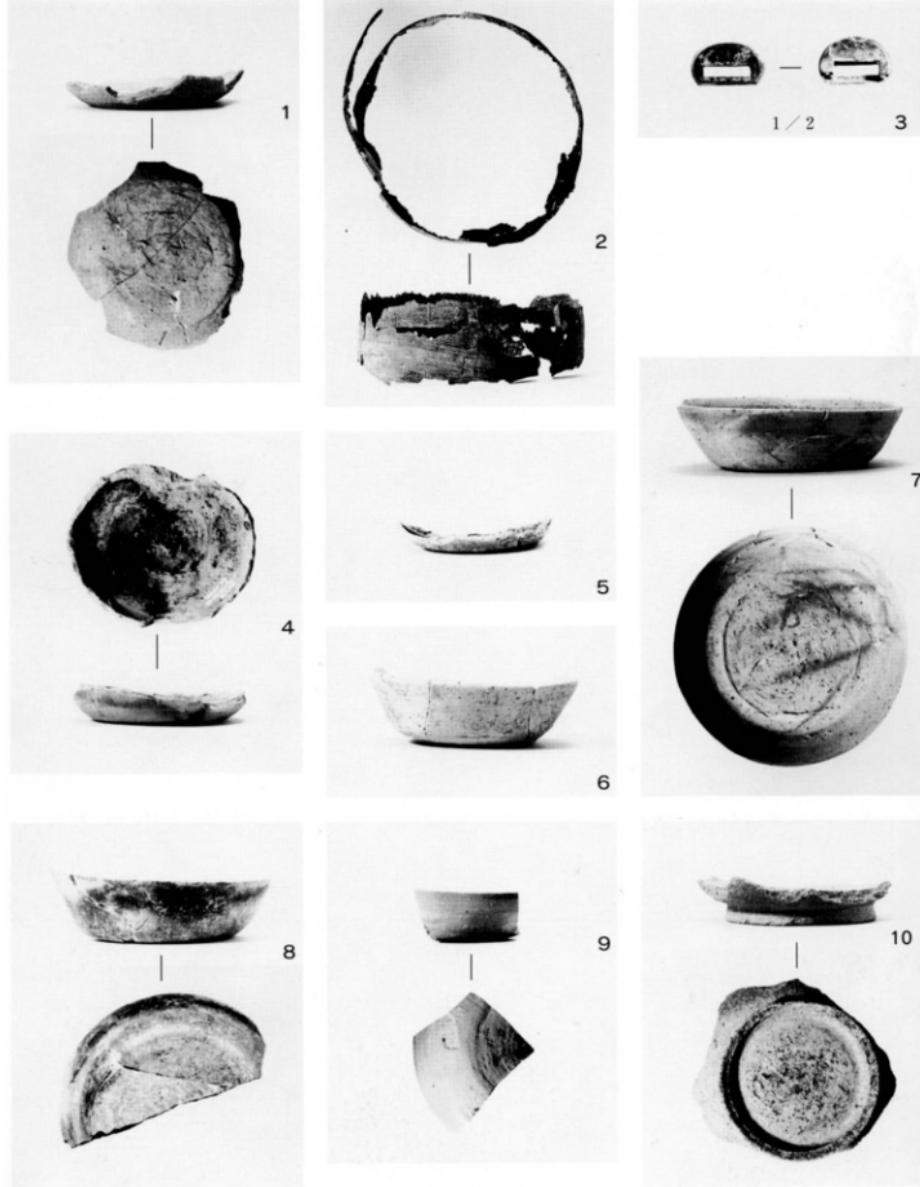


13

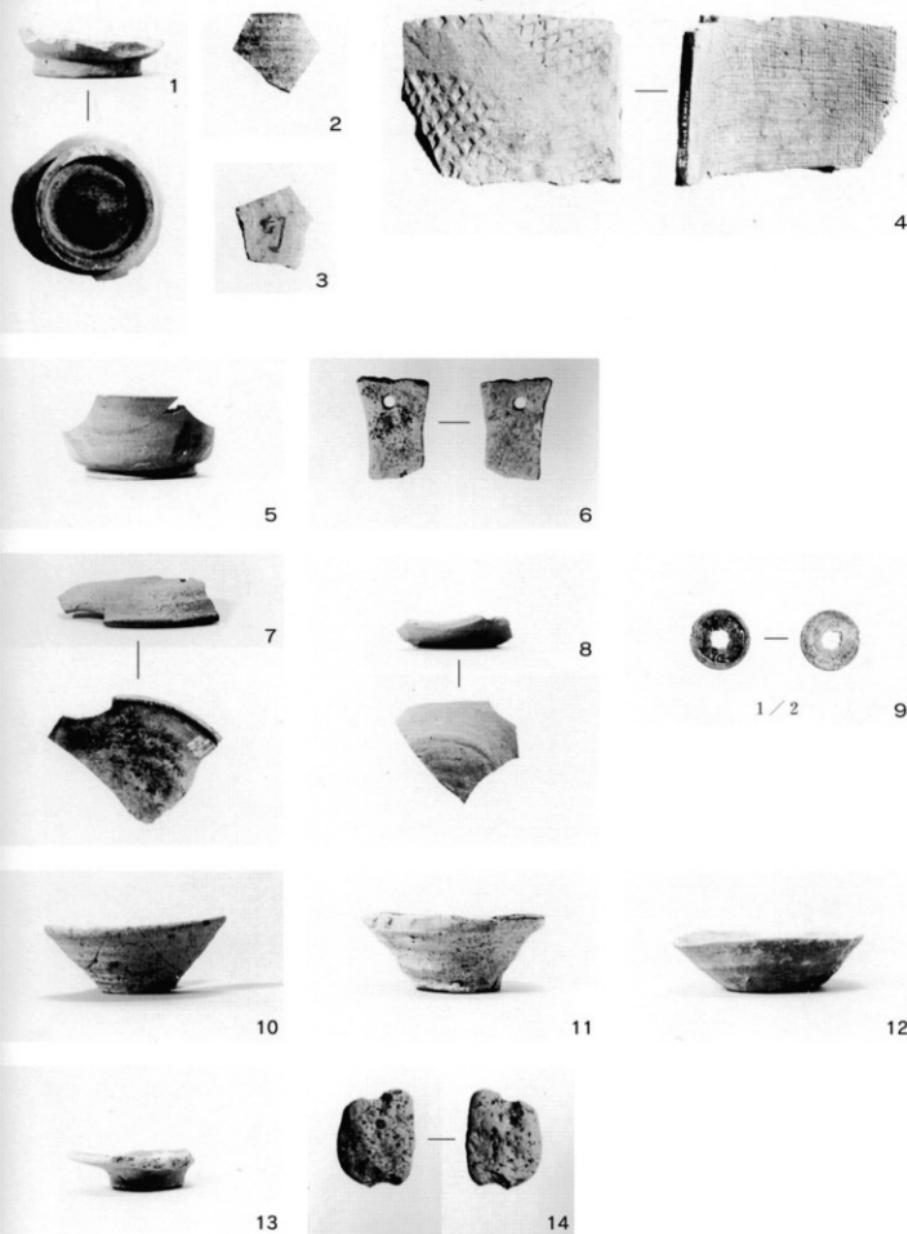
図版21 1~13 S K1631



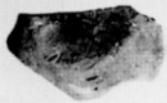
図版22 1~7 S K1631, 8~10 S K1632, 11~15 S K1634



図版23 1 S K1640. 2 S K1642. 3 S B316南西隅柱の掘り方東側ピット,  
4~10 第73次調査 表土・表採・旧耕作土



圖版24 1~4 第73次調查 表土・表採・旧耕作土，  
7~9 第76次調查 表土・表採・旧耕作土， 5·6 第73次調查 第3層 明褐色土層，  
10~14 第76次調查 第4層 黑褐色砂層



1



2



3

図版25 1～3 第76次調査 近・現代土取り穴群

## VI 秋田城跡第五四次調査出土

### 八四号木簡（干支棒木簡）の再検討

山形県立米沢女子短期大学

三上 喜孝

- (3) · · · · · (干支 (未解説))  
④ 甲子 乙丑 丙寅 丁卯 戊辰 己巳 庚午 辛未 壬申 癸酉  
⑤ 癸丑 甲寅 乙卯 丙辰 丁巳 戊午 己未 庚申 辛酉 壬戌  
⑥ (干支 (未解説))  
⑦ (この面については干支かどうか不明)

はじめに

一九八九年から一九九〇年にかけて行われた秋田城第五四次調査では、秋田城の外郭東門跡をはじめ、それによりつく築地塀、布掘り溝等の外郭施設、掘立柱建物跡、竪穴住居跡、それに木簡、漆紙文書が大量に廃棄された大規模な土取り穴が検出された。この土取り穴からは、延暦十年、延暦十三年の年紀をもつ木簡のほか、下層からは天平宝字三年具注磨漆紙文書なども出土している。これらの文字資料は、「秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ」(秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所、一九九二年)で報告されている。

その中の木簡の一つ、八四号木簡(図1)は、きわめて特異な木簡である。まずその形状については、報告書では「十干十二支の組み合わせで一面に十組?」七面に面取り、うち三面に穿孔「棒状」と解説されている。すなわち七角柱の棒状木簡であり、その面にはいずれも干支が書かれているというものである。また、釈文は次のようになっている。

本木簡がどのような目的で作成され、どのように使われたのか、具体的な用途については不明であった。釈文にある干支の記載順も、今まで法則性に欠けるようである。

本木簡は、一九九八年度、国立歴史民俗博物館により複製品の作製が行われたが、筆者はそれに先立ち、所蔵者の秋田城跡調査事務所と、釈説を担当された平川南氏の許可を得て、本木簡の再調査をおこなった。

本木簡は、材の腐蝕がはなはだしく、また墨の遺存状況がきわめて悪かったため釈説は困難を極めたが、赤外線カメラによる詳細な観察の結果、従来の釈文とはかなり異なる釈説を提示することができた。そこで本稿では新たに得られた釈文を紹介し、あわせて本木簡がもつ意義について若干の考察を試みる。

#### 一、形状

完形の棒状木簡で、七面に面取りがほどこされている。このうち三面に穿孔が認められる(うち一面に十カ所、二面に九カ所)。

- (1) 甲申・乙酉・丙戌・丁亥・戊子・己丑・庚寅・辛卯・壬辰・癸巳  
(2) · · · · · (干支 (未解説))



図1 84号木簡写真（赤外線カメラ）

二  
积文

再調査の方法は次の通りである。

まず、木本簡には各面ごとに十の干支が書かれている、と想定した上で赤外線カメラを用い、干支が書かれていると思われる場所を拡大して画面に映し、各部分の写真撮影を行った。できあがった写真から文字のある部分を拾い出し、字画部分だけをトレースした。この時、写真だけではきわめて不鮮明なので、赤外線カメラにより映し出された実際の木簡のテレビ画像を随時観察しながら、字画部分を特定し、トレース作業を行った。そして最終的に、トレースした各部分をつなぎ合わせ、全体の見取り図を完成させた。この作業を、第一面から第七面まで繰り返した。その結果、図2のような見取り図が完成した。

図2 秋田城跡出土84号木簡見取り図



再調査により判明した訛文は、次の通りである。

○新釈文(二)・は穿孔



今回、七面のすべてに文字が確認でき、しかも、原則として一面に十の干支が書かれていたと推定できた（ただし、五面目、六面目は九干支しか書かれておらず、「一つ干支が脱落している」）。しかも、假説できた干支の文字から、判読不明な部分の干支を推定していくと、「甲子」から「癸亥」までの六十干支が、順番通りに並んでいたと推定される。ただし本木簡は七面あり、一面に十干支ずつ書かれていたとすれば六面で十分なはずである。そこで残りの一面を検討すると、残りの一面にはもう一度「甲子」から「癸酉」までの最初の十干支が書かれていたことが判明した。

以上をまとめると、本木簡は、本来は次のように書かれていたと推定できる。

### ○推定积文（「・」は穿孔）

- |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ①甲子 | 乙丑 | 丙寅 | 丁卯 | 戊辰 | 己巳 | 庚午 | 辛未 | 壬申 | 癸酉 |
| ②甲戌 | 乙亥 | 丙子 | 丁丑 | 戊寅 | 己卯 | 庚辰 | 辛巳 | 壬午 | 癸未 |
| ③甲申 | 乙酉 | 丙戌 | 丁亥 | 戊子 | 己丑 | 庚寅 | 辛卯 | 壬辰 | 癸巳 |
| ④甲午 | 乙未 | 丙申 | 丁酉 | 戊戌 | 己亥 | 庚子 | 辛丑 | 壬寅 | 癸卯 |
| ⑤甲辰 | 乙巳 | 丙午 | 丁未 | 戊申 | 己酉 | 庚戌 | 辛亥 | 壬戌 | 癸丑 |
| ⑥甲寅 | 乙卯 | 丙辰 | 丁巳 | 戊午 | 己未 | 庚申 | 辛酉 | 壬戌 | 癸亥 |
| ⑦甲子 | 乙丑 | 丙寅 | 丁卯 | 戊辰 | 己巳 | 庚午 | 辛未 | 壬申 | 癸酉 |

以上のように全体の积文を推定した上で、今度は、見取り図で字画

が確認できなかつた部分にも、推定した文字を割り付けていた。そ  
た部分に割り付けていた。以上のようにして作成したのが、図3で  
ある。

甲子 乙丑 丙寅 丁卯 戊辰 己巳 庚午 辛未 壬申 癸酉

甲戌 乙亥 丙子 丁丑 戊寅 己卯 庚辰 辛巳 壬午 癸未

甲申 乙酉 丙戌 丁亥 戊子 己丑 庚寅 辛卯 壬辰 癸巳

甲午 乙未 丙申 丁酉 戊戌 己亥 庚子 辛丑 壬寅 癸卯

甲辰 乙巳 丙午 丁未 戊申 己酉 庚戌 辛亥 壬戌 癸丑

甲寅 乙卯 丙辰 丁巳 戊午 己未 庚申 辛酉 壬戌 癸亥

甲子 乙丑 丙寅 丁卯 戊辰 己巳 庚午 辛未 壬申 癸酉

甲寅 乙卯 丙辰 丁巳 戊午 己未 庚申 辛酉 壬戌 癸亥

甲子 乙丑 丙寅 丁卯 戊辰 己巳 庚午 辛未 壬申 癸酉

図3 秋田城跡出土84号木簡復元推定図

### 三、文字の割付

この干支棒木簡を仔細に観察すると、干支の初めの方の「甲子」の行(1)から「甲申」(3)の行まででは作りが丁寧で、穿孔もきちんとあけられているが、「甲午」の行(4)以降になると作り方が粗雑になり、穿孔もあけられず、干支の文字配置も次第にバランスを崩したものとなってしまっている。「甲辰」の行(5)と「甲寅」の行(6)などは、文字の割付を間違えたためか、干支が九つまでしか書かれておらず、「壬子」や「癸亥」は書かれていない。穿孔の意味については後述するが、ひとつには文字の割付の際の目安としての役割をも果たしていたのかもしれない。

### 四、本木簡の性格

従来の积文では、干支の記載順に法則性が見出せなかつたために本木簡の性格付けが困難となつていていたのであるが、今回再検討してみると、実は単純なことに、干支の記載順は六十干支の順番通りであつたことが推定できた。

では、本木簡の用途はどのようなものであつたのだろうか。秋田城跡調査事務所の日野久氏のご教示によれば、本木簡ときわめて類似するものとして、かつて菅江真澄が紹介した「干支六十字六方柱」というものがある。

菅江真澄の「さくらがり」（文政七年（一八二四））によれば、「文化十四年夏、脇神村の枝郷に小勝田村（北秋田郡鷹巣町）の高岸、米代川のへたうち崩れて大なる家出たり。機の具・絡梓・簾・櫛・苦籠・櫛など出たる中に、八角なる木の長さ一尺一寸六分なるに支干

六十字書いて、二字の間ダごとに穴ある幣串のごときもの出たり。此事考で「一ト卷とせり」

とあり（註1）、これによれば、文化十四年（一八一七）、小勝田村（北秋田郡鶴巣町）で米代川の川岸が崩れて、出現した埋没家屋から、六千支を書いた長さ一尺二寸六分の八角の棒が出土したことが記されている（図4）。米代川流域にはこのような埋没家屋が多くみられるが、これらは十世紀代におこったシラス（輕石）洪水が原因であると考えられている（菅江自身はこの家屋が、天長五年（日本後紀）によれば正しくは天長七年（八三〇）にみえる出羽国秋田の大地震にともなつた大洪水により埋没したものと推定している）。



図4 「干支六十字六方柱」（註2）

また、「菅江真澄翁画」所載の図版解説によれば（註3）、

「支干六十字八角柱、長一尺二寸五分。

神齋の具と見えたり。子祭を始め某の日といふことを知らしむる十二支の其日の下に穴あり。其日は其穴に釘をさしたるものと見えて、其釘の折れ入りたる穴あるを見て是レ考ふ。なほ人の考へをまたむ」とある。

これらは出土した干支棒を「八角」としているが、大館の人、黒川道形（一七六七～一八三六）が書いた「秋田千年瓦」（文化一四年七月執筆）にも、埋没家屋についての詳細な記述があり、そこでは「又六角に削たる木に十干十二支を書たる物の出たるに、亥の字の代りに胆字を使いしとや」と記しており、これを六角柱としている。また菅江自身も、次に紹介するように「六角六面」のものとして考証している。おそらく「八角」は誤りで、「六角柱」の方が正しいのであろう。（註4）

その「干支六十字六方柱ノ考」（註5）で、菅江はこの干支棒について次のように考察している。

「六角六面の木に十干十二支六十字を記て、甲子〇乙丑〇丙寅〇丁卯〇と、しかその二字の間ごとに六方みなから穴あり。そは某兄、某弟、某日と、むかしはもはら記せり。（中略）そはその日をあげて、その籌をさしてしらしむるしの穴あるにや。此穴の数六十ある。そが中に、木の尖の折し内りたる穴一つ有るをもて此よしを考へり。いにしへ、甲子ノ神、亥子ノ神、子卯ノ神などをもはら祭りしことありけるよし。甲子ノ日、庚申ノ日、己巳ノ日、癸酉ノ日を今も祭る事あり。（後略）」

「此六角ノ木の頭くびれてあり。又本の尖たるは、末に白麻付で幣とし神にとり奉りて、常は台にさして神の御前に居るものにや。なににまれ、神齋の具なるらむかし。」

まず菅江は、この六角柱に六十干支が書かれていること、そして、干支の下に穴があいていることから、この干支は日付の干支を表し、その日その日の該当する干支の下の穴の所に、籌（木の棒）を突きさ

すことにより、その日が何の干支なのかをわかるようにしたものだと推定する。つまり干支早見表である。

続いて菅江は、この干支棒の形態にさらに着目し、上端部がくびれており、下端部が尖っていることから、上端部のくびれたところに白麻の幣帛を付け、下は台のようなものに固定して、神前に供えたものではないかと推定している。すなはちこの干支棒は、何らかの祭祀具ではなかるとしている。

一尺程度の長さの六角柱であること、六面に十干支ずつ計六十干支が書かれていること、干支の下にはそれぞれ穿孔があること等、形態的な特徴は秋田城跡八七号木簡と酷似している。秋田城跡出土八七号木簡は、菅江の描いた「干支六十字六方柱」と同様のものであつたといえよう。

しかも菅江によれば、穿孔のうちの一つに尖った木が折れて入つていたというのだから、この木簡の使用法が菅江の言うように、その日の該当する干支に楊枝のような細い木を突き刺して、干支早見表のような使い方をしていた可能性は十分あり得るであろう。ただし、後半で述べているような祭祀具としての使用法に限定してしまうことについては、なお検討の余地がある。

こうしてみると秋田城出土の干支棒木簡は、その日が何の干支に当たるかを知るための干支早見表の役割を果たしたものであつたと考えることができよう。膨大な情報をもつ具注曆のうち、日付の干支の部分だけを活用する際に用いられた簡便な道具として作られたものと考えられる。

ただし、秋田城の干支棒木簡が六角柱ではなく七角柱である点や、

穿孔が七面のうち三面しか認められない点が不審である。この点からすれば秋田城の干支棒は、実際に使われていたものとは考えがたく、むしろ未製品ではなかつたかと思われる。おそらくは途中まで作りかけたものの未完成に終わり、実際に使用することを諦めたものと思われる。

秋田城跡で出土した干支棒木簡は、中国の漢簡のなかにある三角柱または四角柱の形をした「觚」とよばれるものとも類似している。漢簡の「觚」の中には、甲子から癸亥までの六十干支を一覧表の形で整理した「干支表」を書いているものがみられるという（註6）。敦煌漢簡では四角柱の四面とともに、

甲子 乙丑 丙寅 丁卯 戊辰 己巳 庚午 辛未 壬申 癸酉

と書かれた「觚」が確認できる（註7）（図5）。



図5 漢代の干支組み  
合わせ表木簡(1)  
(写真是註6書、見取  
り図註8書)

また、五面に削つた「觚」の一面に、  
申 辛酉 壬戌 癸亥 （上部欠損）

と干支を書いたものもある（註9）（図6）。あるいは一面に十二の干

支が書かれていたのだろうか。

秋田城出土の干支棒木簡は、その潤源をたどると漢簡の「觚」に行き着くのではないだろうか。

延暦十四年（七九五）

三月戊辰

六月丙申

貞元元年（九七六）

三月戊辰

六月丙申



図6 漢代の干支組み  
合わせ表木簡(2)  
(写真は註7書より)

### 五、本木簡の関連資料

干支棒木簡が曆を簡便に用いるための道具であつたとすると、干支棒木簡のほかに、こうした簡便な道具として、新潟県笹神村発久遺跡出土の、月朔干支木簡をあげることができる。

〔积文〕

・ × 三月朔戊辰日

× 卌日 六月朔丙申日

・ × □未日

この発久遺跡出土木簡については、平川南、小林昌一両氏の詳細な調査成果がある（註10a）。

まず平川氏は、この木簡の内容を「某年の各月の朔の干支を書き連ねたものである」とし、木簡にみえる「三月朔戊□日」「六月朔□申日」の記載から、該当する年は、

にしほられるとした。

さらに平川氏は、木簡の記載の構成に着目し、次のように推定する。

本木簡は下部が残り、しかもオモテと思われる面には三月と六月が併記されている。このことからオモテ面には、右側の行に正月・二月・三月、左側の行に四月・五月・六月と三ヶ月ずつ記載したと推測できる。

裏面には当然、残りの半年分が記載されていたことになるが、裏面の右側の行は文字がオモテのよう下端部近くではなく、わずかに「□未日」の三文字しか確認できない。また、裏面には右側の行にしか文字が確認できない。

オモテ面と裏面でこのように記載の構成が異なるのは、次のように復原することで説明が可能になる。

まずオモテには、表題として某年の月朔干支である旨が明記されたと思われ、そのため全体を下げて正月から六月までの半年分を記載した。それに対しても上端部から記載したため、下部に余白が生じたとみられる。また、裏面で右側にしか文字が確認できなかつたのは、延暦十四年の場合、閏七月が存在するため右側四か月分、左側三か月分となつたからであろう。貞元元年のは閏月が存在しないのでこの

ようにはならない。しかも、九月の月朔干支は延暦十四年が「乙未」、貞元元年が「甲子」であり、裏面の「口未日」が九月の月朔干支であるとすれば、延暦十四年とするのがふさわしいだろう。

かくして平川氏はこの木簡を、図7のように復原し、延暦十四年の月朔干支木簡であると結論づけた。平川氏は、「本木簡は古代の人々にとって重要な日々の干支を知ることのできる暦として十分に機能を果たすことができたであろう」と述べ、「このような『月朔干支』木簡は當時、簡便な暦として多用されたに違いないので、今後類例の発見が大いに期待できる重要な資料といえるであろう」と評価している。暦

を簡便な形で活用しようとする工夫が実際におこなわれていたことが、本木簡の発見により確認されたのである。

さらに、月朔干支木簡についても、これと似たものが、敦煌漢簡の中に見られる（註11）（図8）。

(表)	
延暦十四年曆月朔干支	正月朔庚午日 二月朔己亥日 三月朔戊辰日
四月朔戊戌日	五月朔丁卯日 六月朔丙申日
七月朔丙寅日	八月朔乙丑日 九月朔乙未日
十月朔甲子日	十一月朔甲午日 十二月朔甲子日

図7 発久遺跡出土  
月朔干支木簡  
(註10 b 書より)



図8 前漢光武年  
(B.C.39) の暦簡

(表)

永光五年  
正月乙巳朔大

二月乙亥小二日丙子春分

五月甲辰朔小四日丁未夏至

六月癸酉大八日庚辰初伏十八日庚寅

中伏廿一日癸巳立秋

七月癸卯朔小八日庚戌後伏

八月壬申朔大八日己卯

三月甲辰朔大十六日壬辰立夏  
四月甲戌朔大

十一月辛丑朔小十日庚戌冬至  
十二月庚午朔大十七日丙戌口口廿七日丙申立春己亥晦

(裏)

九月壬寅朔小十三日甲寅立冬  
十月辛未朔大

十一月辛丑朔小十日庚戌冬至  
十二月庚午朔大十七日丙戌口口廿七日丙申立春己亥晦

これは永光五年（紀元前三九）の暦で、各月の大小と朔日の干支、立春立夏立秋立冬、三伏、夏至、冬至、春分の日付だけを書き、一枚の表裏だけで完結する簡便な暦である。発久遺跡の月朔干支木簡は、このうちの月の朔日部分だけをさらに抜き出したものと考えれば、こ

の木簡ときわめて類似した書式であることがわかるであろう。木簡の表裏を使用するという点も共通している。

なお、藤原宮木簡に、

五月大一日乙酉水平

七月大一日甲申

おわりに 干支棒木簡の意義

(○八一型式、「木簡研究」三号)

と記された木簡がある。慶雲元年(七〇四)の暦と推定されているが、月の大小、朔日干支などを記している点が、永光五年の漢簡の書式と共に通している。「木簡研究」三号所載の写真を見る限り、この木簡は上端と左端が欠損し、下端は原形をとどめているように見える。左側の行の五月の左隣には六月分の記載があり、七月の左隣には八月分の記載があったものとみられ、一方裏面の上半部には九月から十二月の記載があったと考えられる。おそらく全体を復元すれば、永光五年の漢簡のような簡便な暦として機能したのではないか。

また、次のようなものもある(註12)。

戊丁丙乙甲甲癸癸

十七日

午亥巳戌辰酉卯申寅申丑未

これは暦譜とよばれるもので、簡頭に日付を書き、その下に正月から十二月に至る各月のその日付の干支を記し、これを三十簡(三十日分)並べて一年の暦としたものである。この場合は、十七日の干支を

本木簡の発見によって古代の地方社会において、国家から頒布された詳細な具注暦を、簡便な形で利用するための工夫がなされていたことが明らかになった。しかも木簡という特性をうまく利用している点も重要である。

暦を簡便に活用するためのこうした知恵は、暦の知識の伝来とともに、大陸から半島を経て日本に伝わったものと思われる。暦の知識が渡来人によつてもたらされたのと同様に、暦を活用する工夫もまた、渡来人によつて伝えられたのであろう。

ところで、ここで取り上げた「月朔干支木簡」と「干支棒木簡」とを組み合わせることにより、月の何日目の干支が何に当たるのか、といった情報を、瞬時に知ることができる。暦を簡便に知るための工夫は、多種多様な木簡を上手に組み合わせることで、可能になつたのであろう。

地方社会において、日付を干支で把握することがどれほど必要であつたのか、その実態を知ることはなかなか難しい。ひとつには、地域の祭祀や儀礼との関わりなどが当然考えられるであろう。しかしそれだけではなく、日常においても、干支と関わる状況は存在していたと思われる。

十二ヶ月分記している。神爵三年(紀元前五九)の暦とされている。こうした記載様式もまた、各月の朔日だけの干支を記した月朔干支木簡と類似しているといえよう。

兵庫県氷上郡山垣遺跡出土の木簡に、図9のようなものがある（註13）。おそらくは農業経営に関わる木簡と推定され、個人への稲（出挙稻か）の支給を日ごとに記していくた記録簡であると考えられる。

註  
（1）「発掘の家居」（内田武志編『菅江真澄隨筆集』平凡社、一九六九年、一八六頁。）

興味深いのは、「巳日」「午日」「未日」など、日付が十二支で書かれて  
いる点である。十四世紀頃に二部の通用通鑑(ううこうじん)に「こゝらは

(2) 内田武志編『菅江真澄全集 第九卷』、未来社、一九七三年。  
(3) 同上、<sup>1</sup>書一八七頁。

(註14) 少なくとも郡家のレベルでは、干支による日付表記がおこなわれた場合があつたことを示すものであろう。干支による日付表記が地方社会においてどの程度使用されていたのかは、今後の検討課題となるだろう。

(4) 埋没家屋と、六十千文を書いた六角柱については、さまざまなものの中心を呼んだようで、平田篤胤が秋田の佐竹藩士・岡見順平の報告を受け、「皇國度制考」(天保年間刊)の中でこれについて考証し、次のように述べているといふ。



図9 兵庫県山垣遺跡出土木簡  
(註13書より)

鷗田稻巳日卅三東午日稻春小田稻廿三東未日卅八東<sup>一</sup>鷗<sup>田</sup><sub>カ</sub>稻<sup>二</sup>東稻春小田稻卅申日百廿<sup>一</sup>子日一百十八東<sup>二</sup>丑<sup>三</sup>寅日百東<sup>四</sup>卯<sup>五</sup>日五十二東辰日卅申日巳日廿東<sup>六</sup>小田稻午日十五東未日五一東<sup>七</sup>子<sup>八</sup>カ<sup>九</sup>鷗田卅<sup>十</sup>一<sup>十一</sup>東寅日卅<sup>十二</sup>一<sup>十三</sup>東卯日卅<sup>十四</sup>一<sup>十五</sup>東<sup>十六</sup>鷗田稻<sup>十七</sup>×

刺繡

「其家の内に種々の器械とも有ける中に、予、未嘗て見知らざる一つの器物あり。其状尺度、または土圭などの類にやと思はる」

「長さ凡て一尺一寸三分、杉にて六角に制り、六面に干支を記すこと

國の如し。一方に十干支ありて六方合わせて六十干支なり。其間曲尺ノ一寸づつに刻みて、六面ともに穴あり、文字幽かに見ゆ」（『解題』『菅

江真澄全集 第九卷』、未来社、一九七三年）

明治以降では、白井光太郎が『日本風俗考』（人類学雑誌）第四三号、一八九〇年で、上古住民の住居が堅穴だという論拠に、この埋

没家屋の例をあげ、あわせて六角柱干支棒も紹介している。

昭和十八年（一九四三）には、東大地震研究所の今村明恒が、「古代

の比内地震」の時代考証に、これを用いた論文を發表したという（帝

国学士院記事）。

それによると、菅江真澄の説と同様に、注曆の一種だとみている。

そして、このような干支による日付表示法が廃止されて、数字によつて日付が示されるようになつたのは、六国史によると『文德天皇実錄

（天安二年（八五八）以後だから、これによつて埋没家屋の年代も推測できるとしているという（註（1）書解説）。

最近では、鬼頭清明氏が『古代日本を発掘する6 古代の村』（岩波

書店、一九八五年）の中で、埋没家屋と干支棒について紹介しており、木片に墨書きしたものの出土例の古い例に属するだろうと評価して

いる。

（5）前註（2）書、一九一頁。

（6）阿辻哲次『図説 漢字の歴史』大修館書店、一九八九年、一八

（7）大庭脩著『大英図書館藏 敦煌漢簡』同朋舎、一九九〇年。

（8）『四民月令』東洋文庫より

（9）註（7）書、七九頁。

（10）a 小林昌二・平川南『木簡について』『発久遺跡 発掘調査報告書』新潟県笛神村教育委員会、一九九一年。

b 平川南『地下から発見された文字』『新版古代の日本10 古代資料研究の方法』角川書店、一九九一年。

（11）註（7）書、五五頁。なお、永光五年の曆木簡については森鹿三『敦煌・居延出土の漢曆について』『東洋学研究 居延漢簡編』同朋舎、一九七五年による考察がある。

（12）註（7）書、五九頁。

（13）『山垣遺跡発掘調査報告書』兵庫県教育委員会、一九九〇年、な

お私は『木簡研究』二〇号、一九九八年による。

（14）平川南『郡符木簡』虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年。

（付記）秋田城跡出土八四号木簡の調査にあたり、国立歴史民俗博物館平川南氏、秋田城跡調査事務所の日野久氏よりご配慮ご教示を賜つた。記して感謝申し上げたい。

なお、拙稿『古代地方社会における暦——その受容と活用をめぐつて』（『日本歴史』二〇〇一年）においても、本木簡について考察をおこなつてある。あわせて参考されたい。

## VII 秋田城跡第五四次調査出土漆紙文書について

弘前大学人文学部 鐘江宏之  
名古屋大学文学部 古尾谷知浩

①②として积文を掲載するが、①断片と②断片は直接には接合せず、相互の位置関係は不確定である。

### 二七号文書

#### 一、形状

本文書は、直徑二五センチメートル程度と推定される漆容器のふた紙が、部分的に残つたものである。現状では厚く漆の付着した面からは墨痕を確認することができず、オモテ面即ち漆の付着していない面から墨痕を確認することができる。

#### 二、积文

・I紙(漆付着面)

□丁 生部都□麻呂

□正丁  
口上黒子

・II紙①(オモテ面)

船乗人 合三人

□ 〇〇世□

□〇乗船□□□

□丁

・II紙②(オモテ面)

□向□

遺存した断片のうち、右側の部分に紙の継ぎ目を確認することができた。このことから本二七号文書は、二枚の紙片が貼りあわせられた状態で、漆容器のふた紙として使用されたことがわかる。継ぎ目部分での紙の重なっている幅は、この部分が大きく褶曲して漆の付着も厚いために、現状では確認できなかつた。以下では、オモテ面において継ぎ目より右側の紙をI紙、左側をII紙と呼ぶことにする。本文書は、ふた紙として使用された後の廃棄時に、右上が簡状に巻き込まれたようである。このためにI紙は深くしわの寄つた状態で固化してしまつてゐる。赤外線カメラを用いた観察の結果、このしわの内側部分に、割書を含む一行分の記載を左文字で確認することができた。左文字であることから、I紙には漆付着面の側に文字が記載されていたことがわかつた。一方、I紙のオモテ面には、残つてゐる範囲では墨痕を確認することができなかつた。

I紙の文字は非常に小さい。計測は難しいが、一センチメートル四分程度で、丁寧な楷書である。

II紙①における行間は一行目と二行目の間が五・三センチメートル、二行目と三行目の間が四・八センチメートル、三行目と四行目の間が三・七センチメートルであった。文字の大きさは比較的大きく、二センチメートル四方程度である。

### 三、内容

I紙は、漆付着面に帳簿状の記載が見られる。正丁という年齢区分や黒子などの身体的特徴が記されている点からすると、計帳の歴名もしくはこれに類似した帳簿と考えられる。

II紙の内容は、船に乗る人が合計で三人であることを示している以外には、残っている部分の情報が断片的なため、ほとんどわからない。文字の大きさや配置のしかたからみると、帳簿のような書式とはやや異なるようであり、何らかの命令もしくは報告を記した狭義の文書である可能性が高いと考えられる。

I紙は残っている部分が少なかつたこともあり、オモテ面の墨痕については不明であった。しかし、II紙との貼り継がれ方からみて、以下の理由でオモテ面にも文字が記されていた可能性を考えることができる。漆紙文書に見られる紙の貼り継ぎについては、平川南氏が、本来の文書作成時の紙継ぎ、官衙における文書整理・保存のための連貼の紙継ぎ、漆容器のふた紙のための紙継ぎの三通りに分けて整理している（平川南「漆紙文書の研究」吉川弘文館、一九八九年）。本文書の場合は紙の継ぎ目の幅が不明ではあるが、二番目の文書整理・

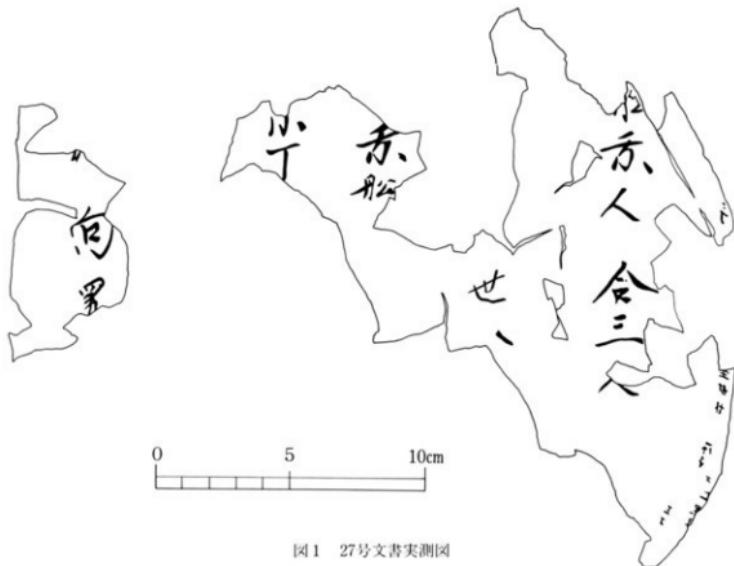


図1 27号文書実測図



図2 27号文書写真（赤外線カメラ）

保存の場合が該当する可能性が高いと考えられる。I紙の文書とII紙の文書は文字の残っている面は異なっているが、ともに行の方に向は揃っている。I紙の文書は漆付着面の帳簿様文書が記された後に、その紙背を使って文書が記され（その文言は現状では見られないが）、これを保管のため整理した際にII紙のオモテ面の文書と貼り継いだことが想定される。従つて、I紙は紙背を利用した文書の整理にともなつてII紙と貼り継がることになり、現状に至った可能性が考えられるのである。

## 二八号文書

### 一、形状

本文書は出土した時点では、四回折り疊まれて一六枚重ねになつた断片と、これに直接接合する四断片、他に墨痕のある数片からなつていた。まずこの状態を写真により記録し、また紙で模型を作つて各断片の本来の位置関係を把握した後、これを切り開く作業を行つた。この結果、現在は漆付着面どうしを内側にした二つ折りの状態にまで開いた上で、直接つながる四断片を含めて接合した形になつてゐる。さうにこれらとは直接にはつながらないが、位置関係の推定できる一断片も推定位置に置いた上で展開写真に提示した。この接合作業の結果、直径約一一・六センチメートルの円形を呈する断簡として復元できる。

また、切開過程を逆にたどることにより、本文書を漆のふた紙として利用した後の廃棄過程を以下のように推定できる。

- ① 紙の片面に付着した漆を丁寧に削ぎ落とし、その面を内側にし

て文字の行方向と平行に中央部で二つに折る（二枚重ね）。

② 次に文字の行方向と直角に二つに折る（四枚重ね）。

③ 再度文字の行方向と平行に二つに折る（八枚重ね）。

④ 最後に文字の行方向と直角に二つに折る（十六枚重ね）。

⑤ ④の状態で廃棄する。なお、廃棄後に部分的にばらばらの断片

となり、さらにその一部は失われた。

廃棄後の風化は少なく、外側に露出した面においても肉眼で文字を明瞭に確認できるほどであった。さらに、漆の削ぎ落とし方、及び紙

の折り畳み方が非常に丁寧であったため、内側に畳み込まれた部分の風化はほとんどなく、保存状態はきわめて良好であった。

漆紙文書においてこのような几帳面な廃棄方法はまれな例に属する。

## 二、积文

文字は表裏にわたってみられるが、漆の付着したB面は二つ折りの内側であるため、現状ではA面側から左文字で確認するしか方法がない。

・A面（オモテ面）

□ □ □ 陸拾束

海直千麻呂陸拾束

海直口 束

度津 吕肆拾捌束

出羽郡

合口壹 口 口 拾伍人

・もとA面と同一文書と見られる小断片

拾



図3 28号文書実測図(展開後)A面



図4 28号文書実測図(展開後)B面

・B面（漆付着面）

□六千口

□長官御料三千

四百口〔束〕

□□□五百八口

□□

A面には、各行を区切る形で縦界線五本が確認できる。界幅は一・八ヽ一・九センチメートルである。また、五行目「出羽郡」六行目「合口三」の書き出しの高さと、二・三行目「海直」四行目「度津」等の書き出しの高さに横界線が確認でき、その幅は〇・八センチメートルである。二行目～四行目は文字の大きさが約一・〇センチメートル四方であるのに対し、五行目・六行目は約一・二ヽ一・三センチメートル四方とやや大きく、その結果、行間は二行と三行の間及び三行と四行の間は一・九センチメートルであるのにに対し、四行と五行の間は一・六センチメートル、五行と六行の間は二・〇センチメートルである。B面には界線は見えない。行間は、一行目と二行目の間が二・七センチメートル、次いで順に二・四、三・〇、二・八センチメートルとばらつきがある。文字の大きさも〇・七ヽ一・五センチメートルと不揃いである。

A面には、各行を区切る形で縦界線五本が確認できる。界幅は一・

### 三、内容

#### A面

記載内容は一ヽ四行目が（人名）+（稲束量）、五行目が（郡名即ち出羽郡）、六行目が（人數の合計即ち一五五人）となっている。この記載様式から考えて、郡ごとに歴名と稲束量を書き上げ、その冒頭に郡名と人數の合計を記したものであろう。つまり、一ヽ四行目は出羽郡より一前前に記された郡（仮に『延喜式』民部式の記載順と同じよう郡が排列されていたとすると田川郡）の歴名の末尾である。郡を越えた記載であることから見て、出羽一国単位で作成された帳簿である。整った書式の一次文書であることからみて、國府保管用の帳簿であると考えられる。七行目以降は欠失しているので不明であるが、郡

いずれの面も現状では印影、朱筆などは確認できない。

A面とB面を比較してみると、A面には界線があるがB面にはない、

A面は大数字を用いているがB面は通常の数字である、A面は細い整つた楷書で書かれているがB面は肉太の字で行も不揃いに書かれている、

などの相違を読みとることができる。現存する正倉院文書などの一次利用、二次利用の状況を見るならば、一般に整った書体のものが正式な文書、或いはその控えとして書かれ、これが不要になった後で紙背が利用されていると考えることができる。このことと照らし合わせて紙の面の使用順を考えると、本文書はまず一次利用としてA面が書かれ、これを廃棄した後に紙背にB面の文字が書かれたと推定できる。

全体の稲束量の合計が記されていた可能性もあり、また郡の下位区分として郷ごとに細分されていた可能性もある。

このような（人名）+（稲束量）を列記した帳簿は、今までに出土した漆紙文書の例では出舉關係の帳簿と考えられてきたものであり、本二八号文書もその類型に入れることができる。

なお、本二八号文書と同じ土坑から出土した漆紙文書のうち、よく似たものとして第一三号文書を挙げることができる〔『秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅰ・秋田城出土文字資料集』〕一九九二年、一八八頁。これは本二八号文書と一括して出土したものであるから、近接した年代の文書と考えてよい。縦・横に界線が見られ、横界は二本見える。第一三号文書も記載の基本は（人名）+（稲束量）で、一段書きとする。人名は戸主・戸口の記載を有し、稲束量は大字で書かれている。数量は六十束の記載が見られる。

本二八号文書をこれと比較すると、（人名）+（稲束量）の記載が基本となっていることにおいて共通し、同じように出舉に関わる帳簿であることが想定される。しかし、第一三号文書は界線の幅が約二・五センチメートルであり、筆跡も異なるとみられること、また紙背文書も界線の有無から見て異なることなどを考へると、本二八号文書と一緒に帳簿の断簡ではないとみられる。しかしながら、界線の構造、記載型式、稲束量などの点できわめて近似しており、同じ類型の帳簿である可能性がある。

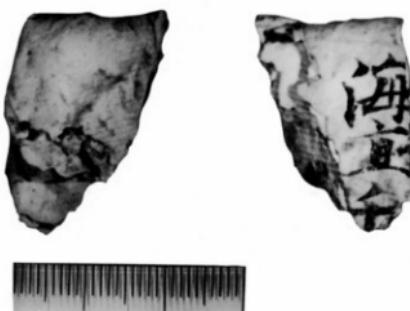


図5 28号文書写真（展開前）（赤外線カメラ）



図6 28号文書写真（展開図）（赤外線カメラ）



図7 28号文書裏焼き写真（展開図）（赤外線カメラ）

## B面

國府で保管されていたと思われるA面の帳簿が廃棄された後、紙背に記されたものである。欠損が多く記載事項には不明な点が多いが、(某 料) + (数量) + (単位) が列記された帳簿であると考えられる。單位の記載は三行目に残画があり、不鮮明ながら「束」である可能性がある。これが正しければ、稲束関係の帳簿であろう。

稲の用途については、二行目に「□長官御料」とある。一次利用面が国府で保管され、廃棄された帳簿であるとすると、払い下げ後に紙背に記されたこの帳簿の記載は国に問わる可能性が高く、長官は即ち國守を示すものであろう。稲の量は「六千」「三千」「四百」「五百」と多量であることが注意される。

以上の諸点からこの文書の内容を考えると、可能性の一つとして公麻稲に関わる帳簿を想定できる。

## 二、积文

墨痕は表裏両面に認められる。

・ A面(漆付着面)

正女

□<sup>(武)</sup>  
拾伍

女

肆拾貳

正女

貳拾壹

□女

拾口

正女

參拾伍

正女

小女

□

本文書は長径一七・〇センチメートル、短径一六・五センチメートルのほぼ円形を呈した断片である。出土した時点では別に直径一三・一センチメートルの円形の断片が三分の一ほど折り返された状態で重ねられていた(この断片には墨痕は認められない)。大きさや縁辺部の形状から考えて、漆容器の曲物のふた紙として用いられたものである。

口一黄男  
小女  
口二黄女

・B面（オモテ面）

□□（天地逆）

A面には二行分の記載がある（九行目と一〇行目は空白または欠損）。部分的に縦界線が確認でき、界幅は一・四一・五センチメートルである。また、「正女」などの記載の書き出しの高さに横界線が確認できる。行間は約一・五センチメートル、字の大きさは本文一・七センチメートル四方、細字で〇・八センチメートル四方である。印影、朱書などは確認できない。

B面には一行二文字の記載があるのみである。A面とは天地逆に書かれる。字の大きさは一・九センチメートル四方。

三、内容

A面

恐らく年齢と思われる数字（大数字）と年齢区分が列記されており、上半の欠損部に統柄、人名などを備えた歴名様の帳簿であろう。一行目には年齢区分ごとの人数を合計した統計部分がある。戸籍または計帳に類似した帳簿であるが、残存部分については身体的特徴などの記載がなく、戸籍に近いと推定できる。

統計部分の書式について正倉院に残る戸籍と比較すると、本文書は細字双行で年齢区分ごとの人数を記載しているが、これは西海道戸籍や下総国戸籍とは異なり、御野国戸籍と同じである。但し、細部まで比較すると相違点もある。御野国戸籍は各戸の冒頭に戸主名と戸口数

合計を記した下に、細字双行で内訳を書く（なお、前の戸の歴名の末尾との間には二行の空白がある）。記載順は男、女、奴、婢の順で、男女の内訳の末尾にそれぞれの合計を記す。記載は右行、左行、次段の右行、左行というように交互に書き進める。これに対しても本文書は男女の順に記載することでは一致するが（或いは課口、不課口の順かも知れない）、末尾には合計の記載がない。また、双行部の右行を先に書き進めた後で左行に移るものと推定される。

なお、年齢区分における「妻妾」は他にはあまり例をみない。また、大宝令制下の籍帳が三歳以下の年齢区分に「縁」の表記を用いていることと比較すると、本文書は養老令規定に基づく「黄」を用いているので、養老令制下（七五七年以降）のものであろう。

楷書で書かれ、大数字を用い、界線を備えているところからみて、正式な控えとして国府に保管されていた帳簿であろう。

B面

A面が正式の国府保管文書であったとするならば、これよりも後で書かれたものであろう。但し、A面作成直後に内容上これに関連する文言を書き記した可能性も、A面の文書を廃棄した後で無関係の記載がなされた可能性も存するが、訛読できない以上確認できない。

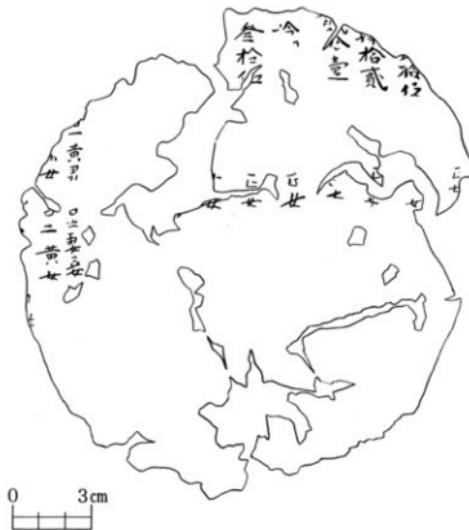


図8 29号文書実測図(A面)

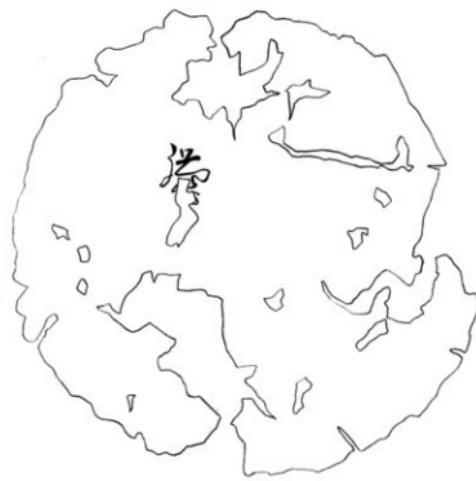


図9 29号文書実測図(B面-A面とは天地逆)

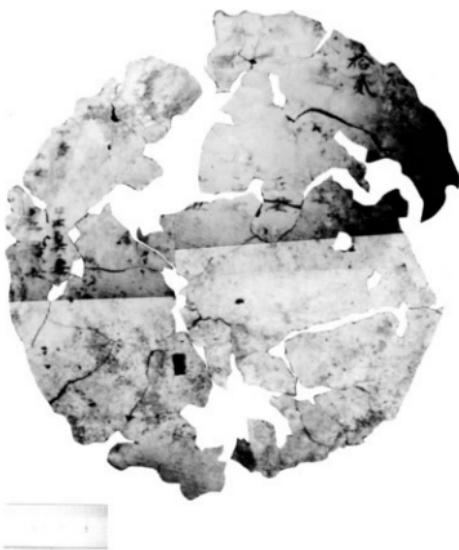


図10 29号文書写真A面（赤外線カメラ）



図11 29号文書写真B面（赤外線カメラ）

〔付記〕

今回の調査および報告にあたり、国立歴史民俗博物館の平川南氏、山形県立米沢女子短期大学の三上喜孝氏のご協力を仰いだ。末筆ながら記して謝意とさせていただきたい。

秋田城跡出土漆紙文書一覧表

調査 次數	調査 年度	出 土 遺 構	文書 番号	掲 載 報 告 書
24	1978	S I 369竪穴住居跡	1	『秋田城出土文字資料集』1984
36	1982	S F 677築地崩礫土	2	『秋田城出土文字資料集』1984
			3	『秋田城出土文字資料集』1984
38	1983	S A699柱列柱壌り方擬乱	4	『秋田城出土文字資料集』1984
39	1984	S G 463沼沢跡黃褐色砂	5	『昭和59年度秋田城発掘調査概報』1985
		S G 463沼沢跡泥炭層	6	『昭和59年度秋田城発掘調査概報』1985
40	1984	表土、耕作土	7	『昭和59年度秋田城発掘調査概報』1985
54	1989	S K 1031土取穴	8	『秋田城出土文字資料集』1992
			9	『秋田城出土文字資料集』1992
			10	『秋田城出土文字資料集』1992
			11	『秋田城出土文字資料集』1992
			12	『秋田城出土文字資料集』1992
			13	『秋田城出土文字資料集』1992
			14	『秋田城出土文字資料集』1992
			15	『秋田城出土文字資料集』1992
			27	『平成12年度秋田城発掘調査概報』2001
			28	『平成12年度秋田城発掘調査概報』2001
			29	『平成12年度秋田城発掘調査概報』2001
72	1998	S K1555土坑	16	『秋田城出土文字資料集』2000
			17	『秋田城出土文字資料集』2000
			18	『秋田城出土文字資料集』2000
			19	『秋田城出土文字資料集』2000
			20	『秋田城出土文字資料集』2000
			21	『秋田城出土文字資料集』2000
			22	『秋田城出土文字資料集』2000
			23	『秋田城出土文字資料集』2000
		S K1556土坑	24	『秋田城出土文字資料集』2000
		S I 1541竪穴住居跡	25	『秋田城出土文字資料集』2000
75	1999	S K1611土坑	26	『平成11年度秋田城発掘調査概報』2000

本報告は、秋田城跡第五四次調査において出土した漆紙文書のうち、未報告であった三点についての報告である。すでに第七二次調査と第五回調査出土の漆紙文書で一六〇・二六号として報告されたものがあり、今回報告するものは二七号・二八号・二九号となる。既報告のものについての調査次数と掲載報告書の関係は、次の通りである。

# 報告書抄録

ふりがな	あきたじょうあと							
書名	秋田城跡							
副書名	平成12年度秋田城跡発掘調査概報							
卷次								
シリーズ名	秋田城跡調査概報							
シリーズ番号								
編著者名	日野 久、松下秀博、西谷 隆、進藤 靖							
編集機関	秋田市教育委員会、秋田城跡調査事務所							
所在地	〒011-0901 秋田県秋田市寺内字焼山56 Tel 018-845-1837 fax 018-845-1318							
発行年月日	2001年3月							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コ一ド		北緯	東經	調査期間	調査面積 m <sup>2</sup>	調査原因
あきたじょうあと 秋田城跡	あきた し てらうち 秋田市寺内	市町村 05201	遺跡番号 186	39度 44分 20秒	140度 05分 00秒	第73次調査 20000412～ 20000829  第76次調査 20000829～ 20001129	880  745	学術調査 保護管理
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物			特記事項	
秋田城跡 第73次調査	城柵宮衛 遺跡	奈良～平安	堀立柱建物跡 竪穴住居跡 溝跡 土抗 土取り穴跡群	3棟 5軒 1条 2基	須恵器、土師器、赤褐色土器、墨書き土器、瓦、土製品、鉄製品、漆紙、漆膜	燒山地区中央から北部の調査 繰り返し粘土を採取したと考えられる土取り穴群を検出した丸窓、出羽開縫紋鏡と考えられる漆紙文書、漆を入れた容器の中に付着した漆膜等が出土した		
秋田城跡 第76次調査	同上	同上	溝跡	1条	須恵器、土師器、赤褐色土器、墨書き土器、石製品、銭貨	大畠地区中央部の調査		

# 秋田城跡調査事務所要項

## I 組織規定

秋田市教育委員会行政組織規則 拠綱 (平成3年3月25日教委規則第1号)

### 第5条

4 文化課に所属する機関として秋田城跡調査事務所を設置する。

### 第8条

4 秋田城跡調査事務所を秋田市寺内字焼山56番地に設置し、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 史跡秋田城跡の発掘に関すること。
- (2) 史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。
- (3) 史跡秋田城跡の整備に関すること。

## II 発掘調査体制

### 1) 調査体制

秋田市教育委員会

教育長 石黒俊郎

文化課長 小松正夫

調査機関

秋田城跡調査事務所

所長 日野久

主席主査 松下秀博

主査 西谷隆

主事 進藤靖

### 2) 調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所

---

秋田城跡（平成12年度）

印刷・発行 平成13年3月  
発 行 秋田市教育委員会  
秋田城跡調査事務所  
〒011-0901 秋田市寺内字焼山56  
TEL 018-845-1837 FAX 018-845-1318  
印 刷 光陽印刷株式会社

---

